

プ ー ル 公 認 規 則

2010

(2010. 4. 1 施行)



財団法人 日本水泳連盟

目 次

第1章 総 則

第1条 (目的)	1
第2条 (公認プール)	1
第3条 (国際基準プール)	1
第4条 (申請)	1
第5条 (審査)	2
第6条 (事前審査)	2
第7条 (公認の期間)	2
第8条 (再公認)	2
第9条 (改造・修理)	3
第10条 (公認証)	3
第11条 (公認測量者)	3
第12条 (測量)	3
第13条 (公認料)	3
第14条 (申請者の負担する費用)	4
第15条 (プール管理者)	4

第2章 公認競泳プール

第1節 通 則

第16条 (公認競泳プールの種類・形状)	5
第17条 (許容される過長値・過短値)	5
第18条 (プール壁)	5
第19条 (端壁)	6

第20条 (スタート台)	6
第21条 (コースライン、クロスライン)	8
第22条 (床面のコースライン)	8
第23条 (端壁のコースライン)	8
第24条 (5 mライン及び中央ライン)	8
第25条 (その他のライン)	8
第26条 (コースロープ)	9
第27条 (背泳ぎ用標識)	9
第28条 (不正出発防止ロープ)	10
第29条 (タッチ板の取付装置)	10
第30条 (照明)	10
第31条 (水温調節及び循環ろ過)	11
第32条 (飛込プールとの間隔)	11
第33条 (特別な目的を持つプール)	11
第34条 (接続する他プールとの併設禁止)	11
第35条 (競泳プール設置基準)	11

第2節 50m一般プール

第36条 (主要項目)	11
第37条 (端壁の水面上の立ち上がり)	12
第38条 (スタート台の寸法)	12
第39条 (25mと併用のプール)	12

第3節 50m国際プール

第40条 (主要項目)	14
第41条 (端壁の水面上の立ち上がり)	14
第42条 (スタート台の寸法)	14
第43条 (スタート台の装備)	14
第44条 (25mプールと併用のプール)	15
第45条 (照明)	15

第4節 25m一般プール

第46条（主要項目）	15
第47条（スタート台と水深との関係）	15
第48条（端壁の水面上の立ち上がり）	15
第49条（スタート台の寸法）	16

第5節 25m国際プール

第50条（主要項目）	16
第51条（端壁の水面上の立ち上がり）	16
第52条（スタート台の寸法）	16
第53条（スタート台の装備）	16
第54条（照明）	16

第6節 標準競泳プール

第55条（標準プールの材質）	16
第56条（標準プールの種類）	16
第57条（プール長以外の要件）	17
第58条（スタート台と水深との関係）	17
第59条（端壁の水面上の立ち上がり）	17
第60条（スタート台の要件）	17
第61条（50mと25m併用のプール）	18
第62条（その他公認競泳プールに関する規定の準用）	18
〔別図1〕	18
〔別図2〕	18
〔別図3〕	19
〔別図3の2〕	19

第3章 公認飛込プール

第1節 通 則

第63条（公認飛込プールの種類）	20
第64条（基線及び軸線）	20
第65条（高さの許容誤差）	20
第66条（水深）	20
第67条（屋外プールの方向）	20
第68条（照明及び採光）	20
第69条（水温調節）	21
第70条（波立て装置）	21
第71条（採点台）	21
第72条（温浴槽）	21
第73条（陸上練習施設）	21
第74条（指導・勧告）	21

第2節 一般飛込プールの飛板

第75条（設置）	21
第76条（寸法及び検定）	22
第77条（飛板の固定方法）	22
第78条（可動式支点）	22
第79条（飛板の支持台）	22
第80条（支点の中心線と飛板の据付け）	22
第81条（飛板の配置）	23
第82条（飛板に関する主要項目）	23

第3節 一般飛込プールの飛込台

第83条（設置）	24
第84条（飛込台の寸法及び軸線間の距離）	24
第85条（飛込台の構造）	24

第86条（飛込台先端の形状）	25
第87条（滑り止め）	25
第88条（手すり）	25
第89条（階段）	25
第90条（飛込台に関する主要項目）	26
第91条（5 m飛込台）	26

第4節 国際飛込プール

第92条（飛板及び飛込台に関する主要項目）	27
第93条（競泳プールとの間隔）	28
第94条（この節に定めのない事項）	28

第5節 飛込プールの全体配置

第95条（全体配置）	28
第96条（禁止事項）	28
〔別図4〕	29

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第97条（公認水球プールの種類）	30
第98条（競技に使用される水面）	30
第99条（標識）	30
第100条（バウンダリー・ライン）	31
第101条（ゴール・ラインとプール壁との距離）	31
第102条（競技役員のスペース）	31
第103条（ゴール）	31
第104条（水球プールの一般配置）	32
〔別図5〕	32

第105条（水深）	33
第106条（水温調節）	33

第2節 一般水球プール

第107条（照明）	33
-----------	----

第3節 国際水球プール

第108条（照明）	33
第109条（プールの水）	33

第5章 公認シンクロナイズド・スイミング競技プール

第1節 通 則

第110条（公認シンクロナイズド・スイミング競技プールの種類）	34
第111条（フィギュア・ゾーン及びルーティン・ゾーン）	34
第112条（プールの水）	34
第113条（水温調節）	34

第2節 一般シンクロ・プール

第114条（フィギュア・ゾーン）	34
第115条（ルーティン・ゾーン）	35
第116条（プール底の傾斜）	35
第117条（ラインの設置）	35

第3節 国際シンクロ・プール

第118条（フィギュア・ゾーン）	35
第119条（ルーティン・ゾーン）	35
第120条（プール底の傾斜）	36

第121条（照明）	36
〔別図6〕	36
〔別図7〕	36
〔別図8〕	37
〔別図9〕	37
〔別図10〕	37

第4節 競技に必要な装置

第122条（自動記録・掲示装置）	38
第123条（音響装置と音響効果システムの基準）	38

第6章 補 則

第124条（転載の禁止）	40
第125条（規則に定めのない事項）	40
第126条（施行）	40

付 則

第1条	41
第2条	42

プール公認規則細則

第1条（公認測量者旅費規定）	43
第2条（公認測量者助手の日当及び旅費）	43
第3条（実費補償）	43
第4条（測量機器）	43

第5条（鋼巻尺の備え付け）	44
第6条（測量の方法）	44
第7条（基準点の保存）	44
第8条（脱着式スタート台）	44
第9条（鋼巻尺の貸出し）	44

要 領

プール測量実施要領	45
プール施設設置要領	50
飛込競技用施設・設備	53
（財）日本水泳連盟飛込委員会	

付 属 資 料

プール公認規則における「プール管理者」設置の意義について	56
プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン	57
1. 公認・推薦一覧表	61
2. 全国公認測量者名簿	62
別表1 競泳プール公認料・再公認料	63
標準プール公認料・再（認定）公認料	63
飛込プール公認料・再公認料	63
事前審査料	63
別表2 公認測量者旅費定額表	64

書式・様式

様式10-1	公称50m競泳プール（国際、一般、標準） （事前・再）公認申請書 ……………	65
様式10-1の2	公称50m競泳プール（国際、一般、標準） （事前・再）公認チェックシート ……	66
様式10-2	公称25m競泳プール（国際、一般、標準） （事前・再）公認申請書 ……………	67
様式10-2の2	公称25m競泳プール（国際、一般、標準） （事前・再）公認チェックシート ……	68
様式10-3	公称25m・50m競泳プール再公認申請書 …	69
様式10-4	飛込プール公認申請書 ……………	70
様式10-4の2	飛込プール公認チェックシート ……………	71
様式10-5	公認プール測量結果一覧表 ……………	72
様式10-6	公認証（競泳プール用） ……………	73
様式10-7	公認証（飛込プール用） ……………	74
様式10-8	公認料請求書 ……………	75
様式10-9	公認料領収証 ……………	76
様式10-10	旅費請求書 ……………	77
様式10-11	旅費領収証 ……………	78
様式10-12	実費請求書 ……………	79
様式10-13	実費領収証 ……………	80

(財) 日本水泳連盟プール公認規則 (2010)

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この規則はわが国の水泳競技（競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング及び日本泳法をいう。以下同じ）の発達と水泳競技会の円滑かつ公正な運営を図るため、水泳競技に使用されるプールならびにその付属設備の公認の基準とその手続きを定めることを目的とする。

第2条 (公認プール)

- ① この規則において公認プールとは、本連盟の「競技会および海外交流規則」に定める公式競技会又は公認競技会に使用する競技場として本連盟が適格と認め公認したプールをいう。公認プールには、国内基準プール、国際基準プールがあり、競泳プールについてはこれらに加えて標準競泳プールがある。
- ② 本公認規則の規定は、水泳競技会の円滑かつ公正な運営を妨げない範囲において、常務理事会の議を経て、緩和して適用することができる。

第3条 (国際基準プール)

この規則において国際基準プール（以下国際プールという）とは、前条に定める公認プールのうち、国際水泳連盟（以下“F I N A”という）がオリンピック大会、世界選手権水泳競技大会等 F I N A が開催する国際競技会の施設の基準として定めた要件を満たしたプールであって、本連盟がそのために定めた要件を満たすプールをいう。

第4条 (申 請)

- ① この規則によりプールの公認を受けようとする者は、所定の様式により申請書と本規則第11条に定める測量者の作成した測量結果一覧表各2通に必要資料を添え、プール所在地を管轄す

る本連盟加盟団体（以下加盟団体という）に提出しなければならない。

- ② 前項の申請を受けた加盟団体は、書類及び付属資料を点検のうえ本連盟に送付しなければならない。
- ③ 加盟団体は申請書及び測量結果一覧表各1通を手許に残し、プールの存続する期間中これを保存しなければならない。
(様式・申請書は10-1から10-4の2)

第5条（審査）

- ① 公認にあたっては、本連盟施設用具委員会において審査（飛込プールについては飛込委員会との合議）のうえ、常務理事会においてこれを決定する。
- ② 審査結果の適否は加盟団体を通じ申請者に伝達されるものとする。

第6条（事前審査）

- ① 使用する材料の如何を問わず、プールの計画又は設計の段階において、公認についての事前審査を申請することができる。
- ② 前項の事前審査を申請しようとする者は、所定の申請書及び資料に別に定める審査料を添えて加盟団体に提出しなければならない。
- ③ 第4条第2項及び前条の規定は事前審査にこれを準用する。

第7条（公認の期間）

公認の有効期間は公認が決定した日より満5年間とする。

第8条（再公認）

- ① 公認の期間が満了したのち引き続き公認を受けようとする者は所定の様式による申請書を提出しなければならない。
- ② 申請の方法及び審査手続きについては第4条ならびに第5条の規定を準用する。再公認の申請にあたっては、公認測量者または、加盟団体の所見を記した申請書を提出するものとする。
- ③ 再公認の有効期間は前回の（再）公認の有効期間満了の日の翌日より満5年間とする。

- ④ 前3項の規定は以後の再公認の更新についても適用する。

第9条（改造・修理）

- ① 第7条及び前条第3項の規定にかかわらず、プールの改造もしくは大規模な破損修理を行ったときは、（再）公認の有効期間はそのときをもって終了するものとする。
- ② 前項に該当するプールについて再び公認を受けようとするときは第4条に定める手続きによらなければならない。

第10条（公認証）

- ① 公認を受けたプールに対して、公認証及びプレートを交付する。（様式10-6、7）
- ② 前項のプレートは、これをプール内の目立つ箇所に掲示しなければならない。

第11条（公認測量者）

- ① 本連盟及び加盟団体に本連盟の公認する測量者（以下公認測量者という）を置くものとする。
- ② 加盟団体における公認測量者の定員は1加盟団体につき1名とする。
ただし、加盟団体の事情により2名以上とすることができる。
- ③ 公認測量者は本連盟の指示を受け、プール建設についての指導・助言を行うことができるものとする。
- ④ 公認測量者に関するその他の事項は付則でこれを定める。

（付則第2条）

第12条（測量）

公認の申請に際しては本連盟または加盟団体が派遣する公認測量者による実地測量を受けなければならない。公認測量者は、別に定めるプール測量実施要領によって実地測量を実施しなければならない。

第13条（公認料）

公認を受けた申請者は別表に定める公認料を本連盟に納付しなければならない。再公認の場合も同様とする。（別表1及び様式10-8、9）

第 14 条（申請者の負担する費用）

申請者は公認料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。

1. 別表公認測量者旅費規定に定める費用。（細則第 1 条及び別表 2）
2. 公認測量者助手に対する日当及び旅費。（細則第 2 条）
3. 申請に要した文書作成費、通信費等の付帯経費。（細則第 3 条）

第 15 条（プール管理者）

① 公認プールには次のいずれかの資格を有する者をプール管理者として置かなければならない。申請者にその資格コード（01～08）と登録番号を記入すること。

- (01) (財)日本体育協会公認水泳指導員
- (02) (財)日本体育協会公認水泳上級指導員
- (03) (財)日本体育協会公認水泳コーチ
- (04) (財)日本体育協会公認水泳上級コーチ
- (05) (財)日本体育協会公認水泳教師
- (06) (財)日本体育協会公認水泳上級教師
- (07) (財)日本体育施設協会水泳指導管理士
- (08) (社)日本プールアメニティ施設協会プール衛生管理者

② プール管理者はプール水泳競技施設としてふさわしい環境を備え、かつ利用者にとって有益で快適な運営が行われるように指導、勧告又は助言を行うものとする。

注：本条に定めるプール管理者はライフ・ガード、監視人あるいは単なるプール番ではなく、又プールに常駐する必要はない。

第2章 公認競泳プール

第1節 通 則

第16条（公認競泳プールの種類・形状）

- ① 公認競泳プールとは公称50m国内基準競泳プール（以下、「50m一般プール」という）、公称50m国際基準競泳プール（以下、「50m国際プール」という）、公称50m標準競泳プール（以下、「50m標準プール」という）、公称25m国内基準競泳プール（以下、「25m一般プール」という）、公称25m国際基準競泳プール（以下、「25m国際プール」という）、及び公称25m標準競泳プール（以下、「25m標準プール」という）をいう。
- ② プールの形状は長方形でなければならない。

注：以下この章及び次章で定める寸法又は角度のうち（ ）内のアルファベット文字を付したものは、別図1から3に示される箇所の数値である。

第17条（許容される過長値・過短値）

- ① プール長の許容最大過長値（端壁面の凹凸によるものを含む）は10mmとし、過短は認められない。
- ② その他の寸法の許容最大過長値・過短値は特に指定あるものを除き、表示有効数字の最終桁の1/2以下とする。

第18条（プール壁）

- ① プールを囲む壁のうち、スタート台側の壁及びそれに正対する壁を端壁といい、端壁に接する壁を側壁という。
- ② 壁はすべて鉛直でかつ相對するそれぞれの壁は平行でなければならない。
- ③ 壁の構造（以下躯体という）はすべて堅固な材質で構築されなければならない。
- ④ 前項の堅固な材質とは、鉄筋コンクリート、プレ・ストレスト・コンクリート、鋼、ステンレス鋼、アルミニウム及びその

合金、FRP材にあっては指定2社（東陶機器(株)及びヤマハ発動機(株)）が責任をもって監督施工するものならびにこれら以外の材質で本連盟が審査した結果これらの材質と同等以上のものとして認めた材質をいう。

- ⑤ プール壁に使用するタイル類は第3項にいう躯体とは見なさない。

第19条（端壁）

- ① 端壁の表面は、その上端から水面下少なくとも0.80mまで滑り止め仕上げを行わなければならない。
- ② 水深が深いプールにあっては端壁の水面下1.20m以上の箇所に幅0.10m以上0.15m以下の休息だな又は休息用のくぼみを設けることができる。
- ③ 端壁に給排水口を設置するときは、コース・ロープの直下に位置するよう配置しなければならない。
- ④ 端壁に「のぞき窓」を設置するときは、その上縁の位置が水面下0.80mよりも深くなるように設置し、かつ「のぞき窓」の表面は端壁と同一平面を構成するようにしなければならない。
- ⑤ 端壁の下端とプール底面との接合部を曲面仕上げとする場合、端壁は水面下1.00m又は端壁前方の水深マイナス0.15mのいずれか深い所までの範囲を平面としなければならない。

第20条（スタート台）

- ① スタート台の材質は「ばね」の効果を持たない堅固なものにななければならない。
- ② スタート台の傾斜角（M）は10度以下とし、調整可能なバックプレートを設置することができる。
- ③ スタート台の上面は全面滑り止め仕上げを施さなければならない。
- ④ スタート台の前面及び両サイドに前方飛込スタート用のグリップを備えなければならない。両サイドの前方飛込スタート用のグリップは、手すりとすることができる。（別図3）

スタート台の天板の厚みが4 cmを超えるときは、前方飛込スタート用として左右にそれぞれに長さ10cm以上のグリップを取り付けるほか、前縁部は長さ50cmに渡って天板上面から3 cmの厚さになるように切込みを施すことが望ましい。

- ⑤ 背泳ぎスタート用グリップの要件は次の通りとする。
 1. 取付け位置 水面上0.30m以上0.60m以下
ただし、タッチ板を所定の位置に取付けて使用できる高さ以上でスタート台前面の高さを超えないこと
 2. 形 状 水平、垂直又はその併用
 3. 取付け方法 スタート台前面より突出しないこと。
 4. 第47条及び第58条が適用されるプールにあっては〔別図3の2〕の方法によるものとする。
- ⑥ タッチ板を装着する端壁のスタート台は、スタート台のいずれの部分も端壁より10mmを超えて水面上に突出してはならない。タッチ板を装着しない端壁のスタート台は、いずれの部分も端壁より突出してはならない。
- ⑦ コース番号はスタート台からプールに向かって右端を第1コースとする。ただし10コースのプールでは右端を第0コースとする。番号は、アラビア数字により次の方法で取付けなければならない。
 1. ブロック式スタート台（脱着式を含む）
前後左右4面
 2. 連続式スタート台
少なくともコース中央の前面1カ所
（スタート台上面又はスタート台後方から見える位置にも取付けることが望ましい。）
- ⑧ 50mプールにあっては、ターン側にもスタート台を設置し、その上面の形状、寸法及び前縁の水面上の高さはスタート台側のものと同ーでなければならない。
- ⑨ 脱着式スタート台を設置するプールにあっては、その取付け

方法、取付け精度確保のためのマーキング等につき詳細な図面を提出して本連盟の承認を得なければならない。

- ⑩ スタート台下部には、映像装置を設置することができる。ただし、映像装置は、フラッシングしてはならず、背泳ぎのスタート時に映像を動かしてはならない。

第 21 条 (コースライン・クロスライン)

コースライン及びクロスラインの幅及び色は次の通りとする。

1. 幅 (A) 0.20m以上0.30m以下
2. 色 周囲と明瞭に識別できる暗色

第 22 条 (床面のコースライン)

床面のコースラインは各コースの中央に両端壁から各2.0m (F) を残し連続する直線とし、その両端に長さ1.0m (D) のクロスラインを設置しなければならない。また、50mプールにあっては、両端壁から15m (L5) の位置に、コースライン上に長さ0.5mのクロスラインを設置しなければならない。

第 23 条 (端壁のコースライン)

端壁のコースラインは各コースの中央に、原則としてスタート台を除く端壁の高さいっばいに設置し、水面下0.30m (C) の位置に線の色が来るように長さ0.50m (B) でコースラインと同色のクロスラインを設けなければならない。

端壁のコースラインの水面上の立ち上がりは0.10m未満であってはならない。

第 24 条 (5 mライン及び中央ライン)

国際プールを除き次のラインを設置することができる。

両端壁から各5.0mの箇所及びプール中央にプールを横断して両端壁に立ち上がるライン (その幅及び色はコースライン及びクロスラインと異なるものであることが望ましい。)

第 25 条 (その他のライン)

第21～24条に定めるほかは、如何なるラインもプール内壁 (底面を含む) に常設してはならない。

ただし、第39条第1項第5号及び同第2項第3号のコースライン及びクロスラインを常設するときはこの限りではない。

第26条（コースロープ）

- ① コースロープは、コースの全長にわたりブイの間隔に隙間を生じないように、かつ、たるみのないように張らねばならない。
- ② コースロープブイの直径は50mm以上150mm以下とする。両端壁から5.0mまでのブイの色は赤色とする。
- ③ プールの両端から15.0mのブイの色は、隣接するブイと異なる色としなければならない。
- ④ 50mプールでは、プールの両端から25.0mのブイの色を隣接するブイと異なる色としなければならない。
- ⑤ 端壁に固定されたコース・ロープ取付け具は端壁面より突出してはならない。
- ⑥ 各コースの両サイドに1本ずつのコースロープを取り付ける。
- ⑦ コース・ロープの両端には、柔らかな素材でできたコース番号を設置することができる。
- ⑧ コースロープの色については、プールの両端は緑色、中央部分のコースは左右共に黄色、その他は青色を基本とする。
中央部分のコースとは、
10コースのプールでは第4・第5コースの2コースを
9コースのプールでは第4・第5・第6コースの3コースを
8コースのプールでは第4・第5コースの2コースを
7コースのプールでは第4コースのみを
6コースのプールでは第3・第4コースの2コースを
5コースのプールでは第3コースのみをいう。

第27条（背泳ぎ用標識）

- ① 背泳ぎ用ターン標識として、両端壁から5.0m（L4）の距離にあって、プール両サイドに立てられた支柱又はスタンドから、プールの水面上1.8mの高さでプールを横断する旗つきロープが設置できるようにしなければならない。

- ② プールの両端壁から各15m (L5) の位置を示す明瞭な標識をプールの壁側に設けなければならない。
- ③ 旗は、等辺の長さが40cm、残りの辺の長さが20cmの二等辺三角形とし、20cmの辺をロープに固定し、旗の中心相互の間隔は25cmとする。
- ④ 2項の標識は各コース・ロープにも設けることが望ましい。

第 28 条 (不正出発防止用ロープ)

- ① 不正出発 (フォールス・スタート) 防止用ロープは、プール両サイドに立てられた支柱又はスタンドから、プールの水面上を水面から1.20m以上の高さで横断するロープであって、不正出発のときは、競技役員の簡便な操作によりロープが直ちに全てのコースの水面に落下するように設置しなければならない。
- ② 前項のロープを設置する位置はスタート台の前方15m(L5)とする。

第 29 条 (タッチ板の取付)

- ① 競技会の開催時には、プール長が25.02m、50.02mのプールにはスタート側、ターン側の両面に、プール長が25.01m、50.01mのプールにはスタート側の片面に、タッチ板を装着する。タッチ板の上部にはコース番号をふることができる。
- ② タッチ板を装着するときは、その有効面の上端が次の位置にあるように設置するものとする。
 - 1. 50mプール 水面上0.30m
 - 2. 25mプール 水面上0.20m以上0.30m以下

第 30 条 (照 明)

- ① 室内プールにおける端壁付近の内側の照度は600ルクス以上とする。
- ② 屋外プールに照明装置を常設する場合には前項の基準を準用する。

第 31 条 (水温調節及び循環ろ過)

水温は競技中を通じて常に25℃以上28℃以下に保たれるような設備を必要とする。競技中流入・流出装置を稼働させる場合、明

らかに感じられる流れを作ってはならない。

第 32 条（飛込プールとの間隔）

競泳プールと飛込プールとの間隔は次の通りとする。

1. 室内プール 5.0m以上
2. 屋外プール 10.0m以上

第 33 条（特別な目的を持つプール）

身体機能回復訓練に使用することを目的として一方又は両端のコースの外側余裕部分を用いて、別図 2 に示す方法によりスロープ及び手すりを設置することができる。ただし、その他の部分がすべて本章の各条項の規定に合致することを条件とする。

第 34 条（接続する他プールとの併設禁止）

公認プールに接続する徒渉プールあるいは幼児プールの併設は認めない。

注：「接続する」とは金網、さく、壁等で区画したものをいい、全く別個独立したものは含まない趣旨である。

第 35 条（競泳プール設置基準）

国際競技会その他本連盟が指定する競技会に使用される競泳プールについては本章の基準によるほか、付則に定める施設設置要領および別に定めるプール施設設置要領によるものとする。

第 2 節 50m一般プール

第 36 条（主要項目）

① 前節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ（L1）タッチ板をスタート台側のみに設置する場合
50.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 50.02m
2. 幅（L3） 17.9m以上
3. 水深（G） 1.35m以上

4. コースの数 7コース以上
 5. コースの幅 (E) 2.50m
 6. プール両端の余裕 (L6) 0.20m以上で休息だなの幅以上
- ② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第1号の長さはタッチ板装着の状態で50.00mとする。

第37条 (端壁の水面上の立ち上り)

タッチ板を設置する側の端壁の水面上の立ち上りは0.30mとし、他方の端壁の水面上の立ち上りは0.20m以上0.30m以下とする。端壁の水面上の立ち上りは着脱式とすることができる。着脱式の端壁を設置するプールにあっては、構造計算書及び、その取り付け方法、取り付け精度確保のためのマーキング等につき詳細な図面を提出して本連盟の承認を得なければならない。

第38条 (スタート台の寸法)

スタート台の要目は次の通りとする。

1. スタート台の高さ (K) 0.50m以上0.75m以下
2. 台の上面の面積 (I×J) 0.50m×0.50m以上

第39条 (25mプールと併用のプール)

- ① 50m一般プールの短辺方向を25m公認プールとして使用する場合は、次の規定による。
1. プール長 (50mプールの幅) は25.01m (タッチ板を両サイドに設置するときは25.02m) とする。
 2. 端壁 (50mプールの長辺) の水面上の立ち上がりは0.20m以上0.30m以下とする。
 3. コースの幅 (E) は2.00m～2.50mとする。
 4. 25m方向の床面のコースラインは仮設のものとし、常設してはならない。
 5. 端壁のコースライン及びクロスラインは原則として常設するものとするが、仮設とした場合は各コースラインの中心を示すマーキングを施すこと。
 6. コースの数は5コース以上とする。

7. プールを25mプール2面に分割して使用する場合は、移動式の仕切り壁を設置することができる。

仕切り壁が50mプールの端壁を兼ねる場合には次の基準による。

(ア) 仕切り壁は機械操作により正確なガイドレールによって移動できるものとし、固定部分と移動部分の双方にマーキングを行い、50mプールの端壁として使用する場合はプール長の確保が確実に行われるようにすること。プール長精度確保のためのマーキング等については、公認の申請時に詳細な図面と構造計算書を提出して本連盟の承認を得なければならない。

(イ) 仕切り壁の幅（厚さ）は1.0m以上とし、上面にはスタート台設置の機構を備えること。

8. その他については第4節の規定によるものとする。

② 50m一般プールの長辺方向を25m一般プールとして使用する場合は、次の規定による。

1. プール長、端壁の水面上の立上がり、コース幅は、前項の1～3の規定に準ずる。

2. 床面のコースラインは、必要に応じて仮設する。

3. 端壁のコースライン及びクロスラインは原則として常設するものとするが、仮設とした場合は各コースラインの中心を示すマーキングを施すこと。

4. 仕切り壁は機械操作により正確なガイドレール等によって移動できるものとし、固定部分と移動部分の双方にマーキングを行い、50mプールおよび25mプールの端壁として使用する場合はプール長の確保が確実に行われるようにすること。プール長精度確保のためのマーキング等につき、公認の申請時に詳細な図面と構造計算書を提出して本連盟の承認を得なければならない。

5. 仕切り壁の幅（厚さ）は1.0m以上とし、上面にはスタート台設置の機構を備えること。

第3節 50m国際プール

第40条（主要項目）

① 第1節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ (L1) 50.02m
2. 幅 (L3) 25.00m以上
3. 水深 (G) 2.00m以上 (3.00mを推奨する)
4. コースの数 10コース
5. コースの幅 (E) 2.50m
6. プール両端の余裕 (L6) 0.00m以上

② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第1号の長さはタッチ板装着の状態では50.00mとする。

第41条（端壁の水面上の立ち上がり）

両端壁の水面上の立ち上がりはそれぞれ0.30mとする。

第42条（スタート台の寸法）

スタート台の要目は次の通りとする。

1. スタート台の高さ (K) 0.50m以上0.75m以下
2. 台の上面の面積 (I×J) 0.50m×0.60m以上

第43条（スタート台の装備）

① スタート台にはリレーの不正出発を感知・表示する装置を備えなければならない。

② スタート台の天板の厚みが4cmを超えるときは、前方飛込スタート用として左右それぞれに長さ10cm以上のグリップを取り付けるほか、前縁部は長さ50cmにわたって天板上面から3cmの厚さになるよう切込みを施すことが望ましい。

第44条（25mプールと併用のプール）

50m国際プールの短辺方向又は長辺方向を25m公認プールとして使用する場合は、前節第39条の規定を準用する。

ただし、プール長、端壁の水面上の立ち上がり、コースの幅、コースの数及び幅、水深、プール両端の余裕、スタート台の寸

法は、第4節又は第5節に定める通りとする。また、仕切り壁が50mプールの端壁を兼ねる場合の仕切り壁の幅（厚さ）は1.0m以上とする。

第45条（照明）

第30条第1項の規定にかかわらず、プール全面の照度は1500ルクス以上とする。

第4節 25m一般プール

第46条（主要項目）

① 第1節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ（L1）タッチ板をスタート側のみに設置する場合
25.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 25.02m
2. 幅（L3） 10.4m以上（12.9m以上を推奨）
3. 水深（G） 1.00m以上
4. コースの数 5コース以上
5. コースの幅（E）2.00～2.50m（2.50mを推奨する）とし
各コースの幅は均等であること。
6. プール両端の余裕（L6）0.20m以上で休息だなの幅以上

② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第1号の長さはタッチ板装着の状態で25.00mとする。

第47条（スタート台と水深の関係）

端壁前方6.0mまでの水深が1.35m未満であるときはスタート台を設置してはならない。

第48条（端壁の水面上の立ち上り）

端壁の水面上の立ち上りは0.20m以上0.30m以下とする。ただしタッチ板を装置する端壁は0.30mとする。端壁の水面上の立ち上りは脱着式とすることができる。脱着式の端壁の水面上の立ち上

りを設置するプールにあっては、その取付け方法、取付け精度確保のためのマーキング等につき詳細な図面と構造計算書を提出して本連盟の承認を得なければならない。

第 49 条（スタート台の寸法）

スタート台の要目は次の通りとする。

1. スタート台の高さ (K) 0.50m以上0.75m以下
2. 台の上面の面積 (I×J) 0.50m×0.50m以上

第 5 節 25m国際プール

第 50 条（主要項目）

① 第 1 節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ (L 1) 25.02m
2. 幅 (L 3) 25.0m以上
3. 水深 (G) 2.00m以上
4. コースの数 10コース
5. コースの幅 (E) 2.50m
6. プール両端の余裕 (L 6) 0.00m以上

② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第 1 号の長さはタッチ板装着の状態ですべて25.00mとする。

第 51 条（端壁の水面上の立ち上り）

第 3 節第41条の通り。

第 52 条（スタート台の寸法）

第 3 節第42条の通り。

第 53 条（スタート台の装備）

第 3 節第43条の通り。

第 54 条（照明）

第 3 節第45条の通り。

第6節 標準プール

第55条（標準プールの材質）

標準プールの躯体の材質は原則として第18条第3項及び第4項に定めるところによるが、プールの建設主体の判断で別の材質を選定する場合は当該主体の責任においてこれを行うものとする。

第56条（標準プールの種類）

標準プールは次の2種類とする。

1. 公称50mプール：プール長（L1）
タッチ板をスタート側のみに設置する場合 50.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 50.02m
2. 公称25mプール：プール長（L1）
タッチ板をスタート側のみに設置する場合 25.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 25.02m

第57条（プール長以外の要件）

プール長を除く標準プールの要件は次の通りとする。

1. コース数 5コース以上
2. 幅（L3） 9.4m以上
3. 水深（G）
（ア）小中学校プール 0.80m以上
（イ）小中学校プール以外 1.00m以上
（飛込時の事故防止・軽減の見地から小中学校プールであっても、水深を1.00m以上とすることが望ましい。）
4. コースの幅（E）1.80m～2.50mとし、各コースの幅は均等であること。
5. プール両端の余裕（L6）0.20m以上で休息だなの幅以上

第58条（スタート台と水深の関係）

第4節第47条の通り。

第59条（端壁の水面上の立ち上り）

第4節第48条の通り。

第60条（スタート台の要件）

第1節第20条及び第4節第49条の通り。

第61条 (50mと25m併用のプール)

公称50m標準プールの短辺方向又は長辺方向を公称25m標準プールとして使用する場合には第2節第39条の規定を準用する。

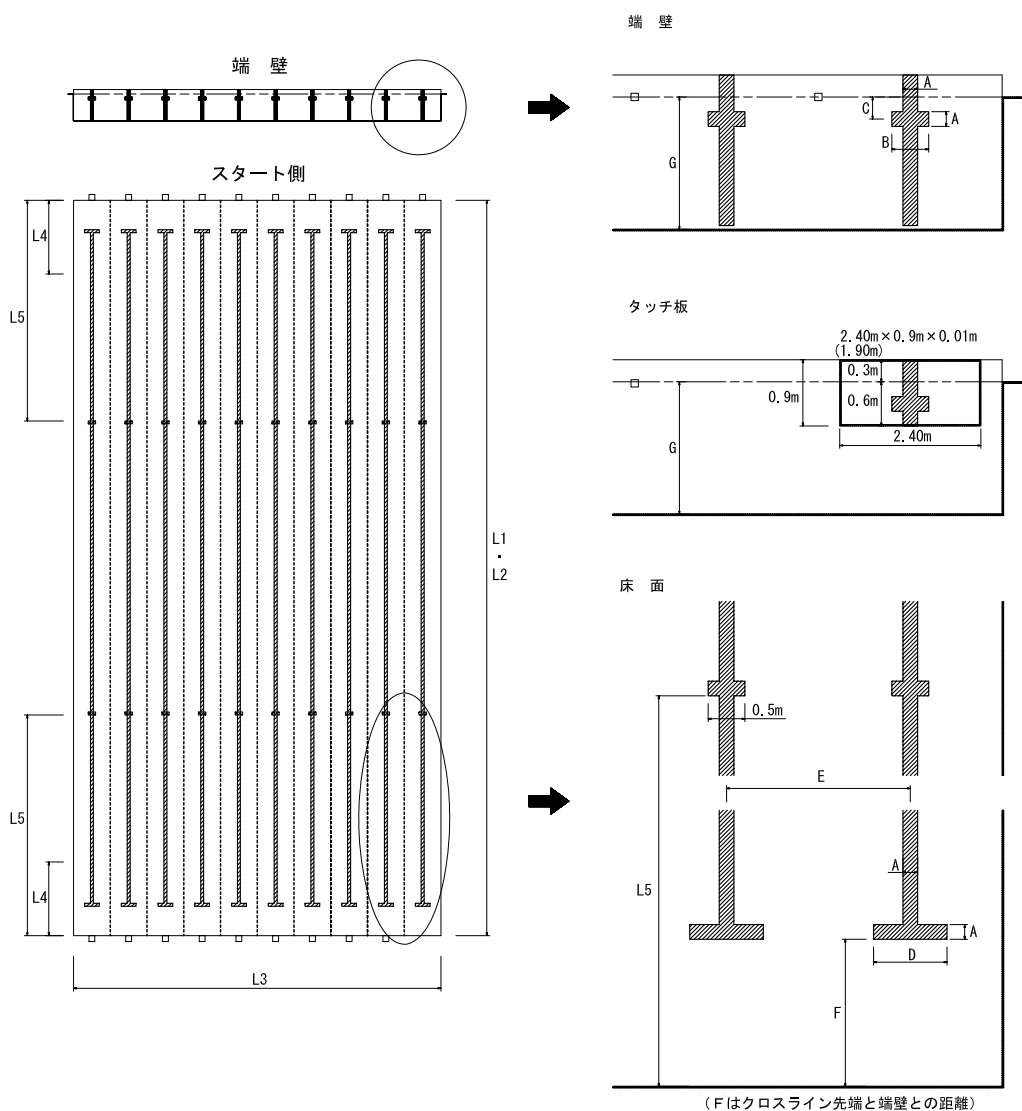
ただし、同条第1項第3号のコース幅は1.80m以上2.50m以下と読みかえるものとする。

第62条 (その他標準プールに準用する規定)

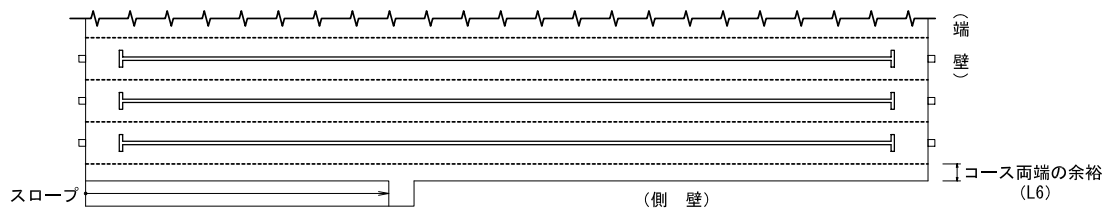
第1節に掲げる規定のうち次の条項は標準プールにこれを準用する。

第16条第2項(プールの形状)、から第34条まで。ただし第29条第2項の50mプールの箇所は0.20m以上0.30m以下と読み替える。

〔別図1〕

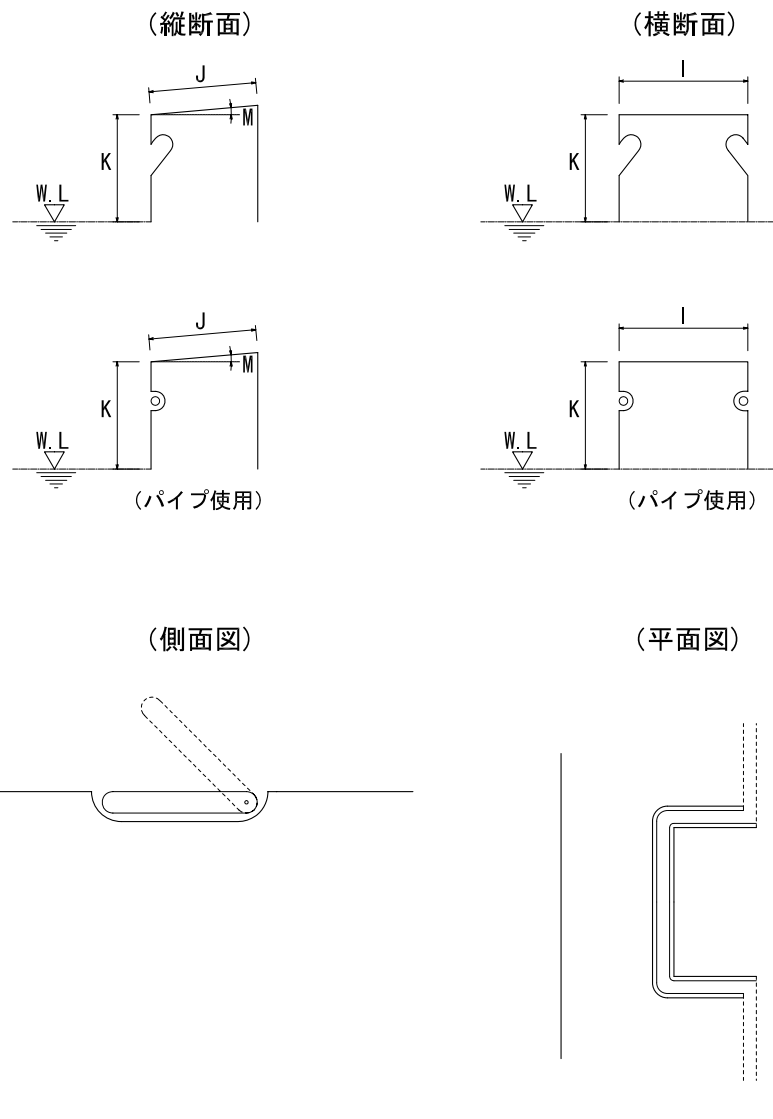


〔別図2〕 第33条 スロープ設置図



(第36条①-6、第40条①-6、第46条①-6、第50条①-6、第58条5)

〔別図3〕 第20条④スタート台及びスタート用グリップの例示



第3章 公認飛込プール

第1節 通 則

第63条（公認飛込プールの種類）

公認飛込プールとは国内基準飛込プール（以下この章においては一般飛込プールという）及び国際基準飛込プール（以下この章においては国際飛込プールという）をいう。

第64条（基線及び軸線）

- ① この章において基線とは飛板又は飛込台の先端中央を通る鉛直線（Plummet）をいう。
- ② この章において軸線とは飛板又は飛込台の先端中央と後端中央とを結ぶ線をいう。隣接する軸線は相互に平行でなければならない。

第65条（高さの許容誤差）

飛板及び飛込台それぞれの上面の水面からの高さの誤差は本規定に定める数値の0mから+0.05mまでとする。

第66条（水深）

- ① 規則に定めるそれぞれの最大水深の箇所における水深の誤差は規定数値の-2%まで許容されるものとする。
- ② 飛込プールにあっては箇所の如何を問わず、水深が1.80mを下ってはならない。

第67条（屋外プールの方向）

屋外プールにあっては飛板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。

第68条（照明及び採光）

- ① 照明を用いる場合、その照度は水面上1mの高さにおいて600ルクス以上、国際飛込プールについては1500ルクス以上とする。
- ② 照明を用いる場合及び屋内プールに自然光を入れる場合に

は、その光線が演技に着手する競技者及び審判の視覚に悪影響を及ぼさないように配慮しなければならない。

第 69 条（水温調節）

水温は、26℃以上とする。

第 70 条（波立て装置）

競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面攪拌装置を設置しなければならない。

水面とプールサイドのレベルが同じプールでは、発泡装置の他に水平散水装置を併設するものとする。

第 71 条（採点台）

審判員の採点台座面の高さは水面より1.5m～2.0mとする。

第 72 条（温浴槽）

飛込台の後方でなるべくプールに近い場所に埋込み式の温浴槽を設けるものとする。

第 73 条（陸上練習施設）

飛込プールの近くにスパッティング付の飛び板もしくはトランポリンを設置するものとする。ドライエリアにソフトマット付の飛び板と飛込台の練習台を設置することが望ましい。

第 74 条（指導・勧告）

本規定に定めのない事項については、本連盟の指導及び勧告によるものとする。（p.53～55の本連盟飛込委員会の「飛込競技用施設・設備」を参照のこと）

第 2 節 一般飛込プールの飛び板

第 75 条（設 置）

飛び板は水面からの基線上の高さ1.00mもの（1m飛び板）及び同3.00mのもの（3m飛び板）の2種類とし、そのいずれをも設置しなければならない。

第 76 条（寸法及び検定）

飛板は長さ4.8m以上、幅0.5m以上の寸法とし、表面に十分な滑り止めを施したものであって本連盟の検定を受けたものでなければならない。

第 77 条（飛板の固定方法）

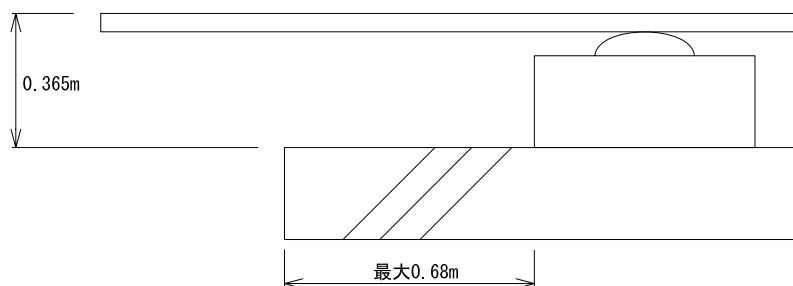
飛板の後端は支持台により固定されなければならない。

第 78 条（可動式支点）

- ① 飛板は可動式支点装置（movable fulcrums：以下、「ローラー」という。ローラーの長さ0.75m）を移動することにより、競技者自身が容易に調節することができるものでなければならない。
- ② 飛板の可動式支点は本連盟が検定したものでなければならない。

第 79 条（飛板の支持台）

- ① 支持台の上面と飛板の上面との垂直距離が0.365mの場合、ローラー底部（長さ0.676m）の先端から支持台の先端までの水平距離は、最大0.68mとする。支持台の上面と飛板の上面との垂直距離が0.365mを超える場合、ローラー底部の先端から支持台の先端までの水平距離は、垂直距離から0.365mを減じた数値に0.68mを加えたもの以内とすることができる。



第 80 条（支点の中心線と飛板の据付け）

- ① ローラーの可動範囲の中央を通り、軸線に直角な水平線を支点の中心線という。

- ② 可動式ローラーがどの位置にあっても、飛板の先端は完全な水平状態になるように据え付けなければならない。
- ③ 飛板の後端と支点の中心線との距離は飛板の製造者の仕様をもとに決定されるものとする。

第 81 条（飛板の配置）

飛板は飛込台のわきの片側又は両側に配置しなければならない。

シンクロナイズドダイビングに使用する場合、同じ高さの飛板を 2 枚以上並列に設置し、選手間には選手の視界を遮るものがあるてはならない。

第 82 条（飛板に関する主要項目）

一般飛込プールの飛板の装置に関する主要数値（寸法は最小値、角度は最大値）は次の通りとする。

（単位：メートル）

符号	項 目	飛 板	
		1 m	3 m
A	プール後方壁との距離	1.50	1.50
B	プール側方壁との距離	2.50	3.50
D	プール前方壁との距離	9.00	10.25
C	隣接する軸線間の距離	2.00	2.20
E	板又は台と天井までの距離	5.00	5.00
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	2.50
	天井の最大傾斜角	30°	
H	基線上の水深	3.50	3.70
J K	基線前方の水深	前方5.00mにおいて3.30	6.00mにおいて3.60
L M	基線側方への水深	側方1.50mにおいて3.30	2.00mにおいて3.60
N	プール底の最大傾斜角	30°	

注：符号については第 5 節第96条を参照のこと

第3節 一般飛込プールの飛込台

第83条 (設置)

- ① 飛込台は水面からの基線上の高さ0.60m以上1.00m以下のもの(1m台)、同2.60m以上3.00m以下のもの(3m台)、同5.00mのもの(5m台)、同7.50mのもの(7.5m台)、10.00mのもの(10m台)の5種類とする。
- ② 公認飛込プールにあっては、このうち5m台、7.5m台及び10m台のいずれをも設置しなければならない。

第84条 (飛込台の寸法及び軸線間の距離)

- ① 飛込台の最小寸法は次の通りとする。

	飛込台の幅	飛込台の長さ
1 m台	0.6m	5.00m
3 m台	1.50m	
5 m台		6.00m
7.5m台		
10m台	3.00m(2.00m)	

過去に公認の実績がある既設のプールに限り、10m台の幅は3.00m未満であっても、2.00m以上あれば、公認または再公認を与えるものとする。ただし、シンクロナイズドダイビングの競技会を行うためには、第88条第2項の規定に適合しなければならない。

- ② 飛込台の幅を前項の表の数値より大としたときは、隣接する軸線間の距離は左右それぞれ増加した幅の1/2を規定値(第93条 符号C隣接する軸線間の距離)に加算したものとする。

第85条 (飛込台の構造)

飛込台は、堅固な材質で水平に作られ、その固有振動数は、10ヘルツ以上となるようにする。また、飛込台全体構造の固有振動数は3.5ヘルツ以上となるようにする。設計荷重は1平方メートルあたり2300ニュートンとし、先端部分にXYZの3方向から1000

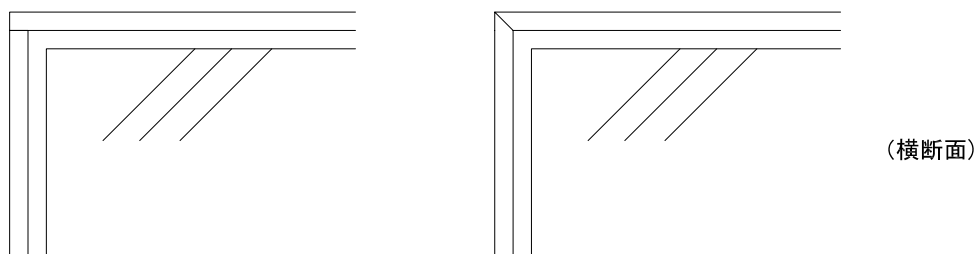
ニュートン（1m台は5700ニュートン）の荷重をかけた場合の変形量は最大1mmとする。

第86条（飛込台先端の形状）

飛込台の先端の厚さは0.20mを基本とし、0.30mを超えてはならない。また、その先端面は垂直もしくは垂線から内側に10度以内の傾斜角をもつものでなければならない。

第87条（滑り止め）

飛込台の表面及び先端には弾力性のある滑り止めで、本連盟の承認を得たものを全面に施さなければならない。滑り止めは、表面と先端とを一体に敷設せず、それぞれ別々に敷設しなければならない。



第88条（手すり）

- ① 1m台を除き飛込台の後方及び両側は飛込台の先端から0.8mの点を起点として飛込台の外縁の外側にそって高さ1m以上の手すりで囲われていなければならない。
- ② 左右の手すりの間隔は10m台では3.00m以上、その他の台では1.80m以上とし、それぞれに最低2本の横棒を設置しなければならない。

旧規則のもとで公認を受けたプールに限り、10m台の手すりの間隔は、2.00m以上あれば、再公認を与えるものとする。ただし、手すりの間隔が、3.00m以上なければシンクロナイズドダイビングの競技会を行わない。

第89条（階 段）

飛込台への昇降用として、固定され、かつ十分な幅の踏込みのある階段を設置しなければならない。

第 90 条（飛込台に関する主要項目）

一般飛込プールの飛込台の設置に関する主要数値（寸法は最小値、角度は最大値）は次の通りとする。

(単位：メートル)

符号	項 目	飛 込 台			
		1 m	3 m	5 m	7.5m
A	プール後方壁との距離	0.75	1.25	1.25	1.50
B	プール側方壁との距離	2.30	2.80	3.25	4.25
D	プール前方壁との距離	8.00	9.50	10.25	11.00
C	隣接する軸線間の距離	1.65	2.00	2.25	2.50
E	板又は台と天井までの距離	3.25	3.25	3.25	3.25
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00	5.00	5.00
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75	2.75	2.75
	天井の最大傾斜角	30°			
H	基線上の水深	3.20	3.70	3.70	4.10
J K	基線前方の水深	4.50mにおいて3.10	5.50mにおいて3.40	6.00mにおいて3.60	8.00mにおいて4.00
L M	基線側方への水深	1.40mにおいて3.10	1.80mにおいて3.40	3.00mにおいて3.60	3.75mにおいて4.00
N	プール底の最大傾斜角	30°			

注1：符号については第 5 節第96条を参照のこと

注2：飛込台10mの符号 C = 2.75mは飛込台の幅が2.00mの場合の規定値である

第 91 条（5 m飛込台）

5 m飛込台の先端は 3 m飛板よりもプール中に張り出してはならない。（1 m以上差があることが望ましい）

第 4 節 国際飛込プール

第 92 条（飛板及び飛込台に関する主要項目）

国際飛込プールの飛板及び飛込台の設置に関する主要項目（寸法は最小値、角度は最大値）は次の通りとする。

（単位：メートル）

符号	項 目	飛 板		
		飛	板	
		1 m	3 m	
A	プール後方壁との距離	1.80	1.80	
B	プール側方壁との距離	2.50	3.50	
D	プール前方壁との距離	9.00	10.25	
C	隣接する軸線間の距離	2.40	2.60	
E	板又は台と天井までの距離	5.00	5.00	
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00	
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	2.50	
	天井の最大傾斜角			
H	基線上の水深	3.50	3.80	
J K	基線前方の水深	前方5.00mにおいて3.40	6.00mにおいて3.70	
L M	基線側方への水深	側方2.00mにおいて3.40	2.50mにおいて3.70	
N	プールの底の最大傾斜角			
符号	項 目	飛 込 台		
		1 m	3 m	5 m
				7.5m
A	プール後方壁との距離	0.75	1.25	1.50
B	プール側方壁との距離	2.30	2.90	3.75
D	プール前方壁との距離	8.00	9.50	10.25
C	隣接する軸線間の距離	1.95	2.10	2.50
E	板又は台と天井までの距離	3.50	3.50	3.50
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00	5.00
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75	2.72
	天井の最大傾斜角			
H	基線上の水深	3.30	3.60	3.80
J K	基線前方の水深	4.50mにおいて3.20	5.50mにおいて3.50	6.00mにおいて3.70
L M	基線側方への水深	1.90mにおいて3.20	2.30mにおいて3.50	3.50mにおいて3.70
N	プールの底の最大傾斜角			
				4.40
				4.50mにおいて4.40
				5.25mにおいて4.75
				5.00
				2.75
				5.00
				6.00
				2.75
				5.00
				2.75
				4.50
				8.00mにおいて4.40
				11.0mにおいて4.75
				5.25mにおいて4.75

注1：符号については第5節第96条を参照のこと
 注2：飛込台10mの符号C = 2.75mは飛込台の幅が2.00mの場合の規定値である

第 93 条（競泳プールとの間隔）

競泳プールとの間隔は第32条の通り。

第 94 条（この節に定めのない事項）

この節において特に定めのない事項については一般飛込プールの規定による。

第 5 節 飛込プールの全体配置

第 95 条（全体配置）

飛込プールにおける各施設の配置は次頁の図の通りとする。

注 1．本表の符号は別図 4 を参照のこと。

注 2．A、B、D、F、G、J、Lは基線との水平距離。

注 3．Cは軸線間の水平距離。

注 4．E、Hは基線上、K、Mは基線と平行な線上の垂直距離。

注 5．G、Fの上方空間とは何らの障害なく有効に利用し得る空間をいう。

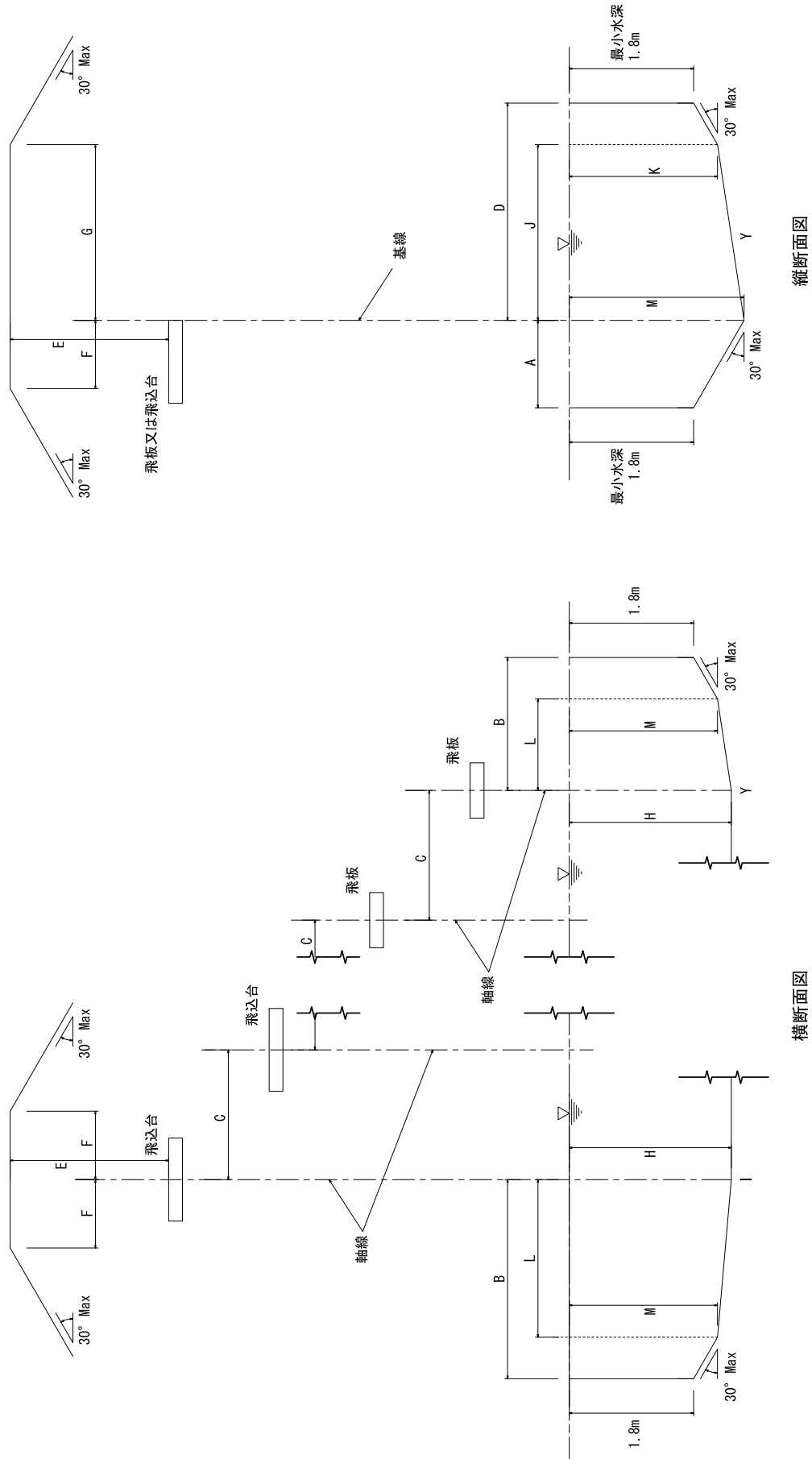
注 6．傾斜角とは規定以上の高さ又は深さのポイントと、規定の高さ又は深さのポイントとを結んだ線と水平線が作る角度をいう。

第 96 条（禁止事項）

原則として飛板又は飛込台（以下飛込台等という）の直下に別の飛込台等を設置することは認めない。

もし、飛込台等の別の飛込台等の直下に設置する場合には、上の飛板台等は、下の飛板台より0.75m（1.25m以上とすることが望ましい）以上張り出すものとする。]

[別図 4]



第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第97条（公認水球プールの種類）

公認水球プールとは、国内基準による国内基準公認水球プール（以下、「一般水球プール」という）及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認水球プール（以下、「国際水球プール」という）とする。

第98条（プールおよび競技エリア）

① プールは長方形とし、その大きさは次の通りとする。

（ただし、第103条を満たすものとする）

長辺 33.3m以上

短辺 20.0m以上

② 競技エリア（以下、「フィールド」という）の大きさは、次の通り（ただし、第105条を満たすもの）とする。

長辺 男子33.3m（ゴールライン間30.0m）

女子28.3m（ゴールライン間25.0m）

短辺 男女20.0m

③ フィールドを50m競泳プール内に設ける場合、プール中央に設けることが望ましい。

第99条（標識およびサイドライン）

① フィールドの両サイドには明瞭に識別できる次の標識を設置しなければならない。

- | | |
|----------------------|----|
| 1. ゴールラインの位置 | 白色 |
| 2. ゴールラインのから各2.0mの位置 | 赤色 |
| 3. ゴールラインのから各5.0mの位置 | 黄色 |
| 4. ゴールライン間の中央 | 白色 |

② サイドライン（フィールドロープ等）の色は次の通りとする。

- | | |
|------------------------|----|
| 1. バウンダリーラインからゴールラインの間 | 白色 |
|------------------------|----|

- 2. ゴールラインから2.0mラインの間 赤色
- 3. 2.0mラインから5.0mラインの間 黄色
- 4. 5.0mラインからハーフラインの間 緑色

③ バウンダリーラインには、再入水エリアを示すためベンチサイドコーナーから各2.0mの位置に赤色標識を設置しなければならない。

第 100 条 (バウンダリーライン)

各ゴール後方のフィールドの境界を示すバウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側) 0.30mの位置に設置するものとする。

第 101 条 (ゴールラインとプール壁との距離)

各ゴール・ラインと後方のプール壁との距離は1.66m以上とする。

第 102 条 (競技役員のスペース)

- ① レフェリー用としてプールの両サイドに、ゴールラインから反対サイドのゴールラインまで自由に歩け、かつ、フィールド全体を充分見渡せる通路を設けなければならない。
- ② ゴール・ジャッジのために各ゴールラインを見通せる位置にスペースを設けなければならない。

第 103 条 (ゴール)

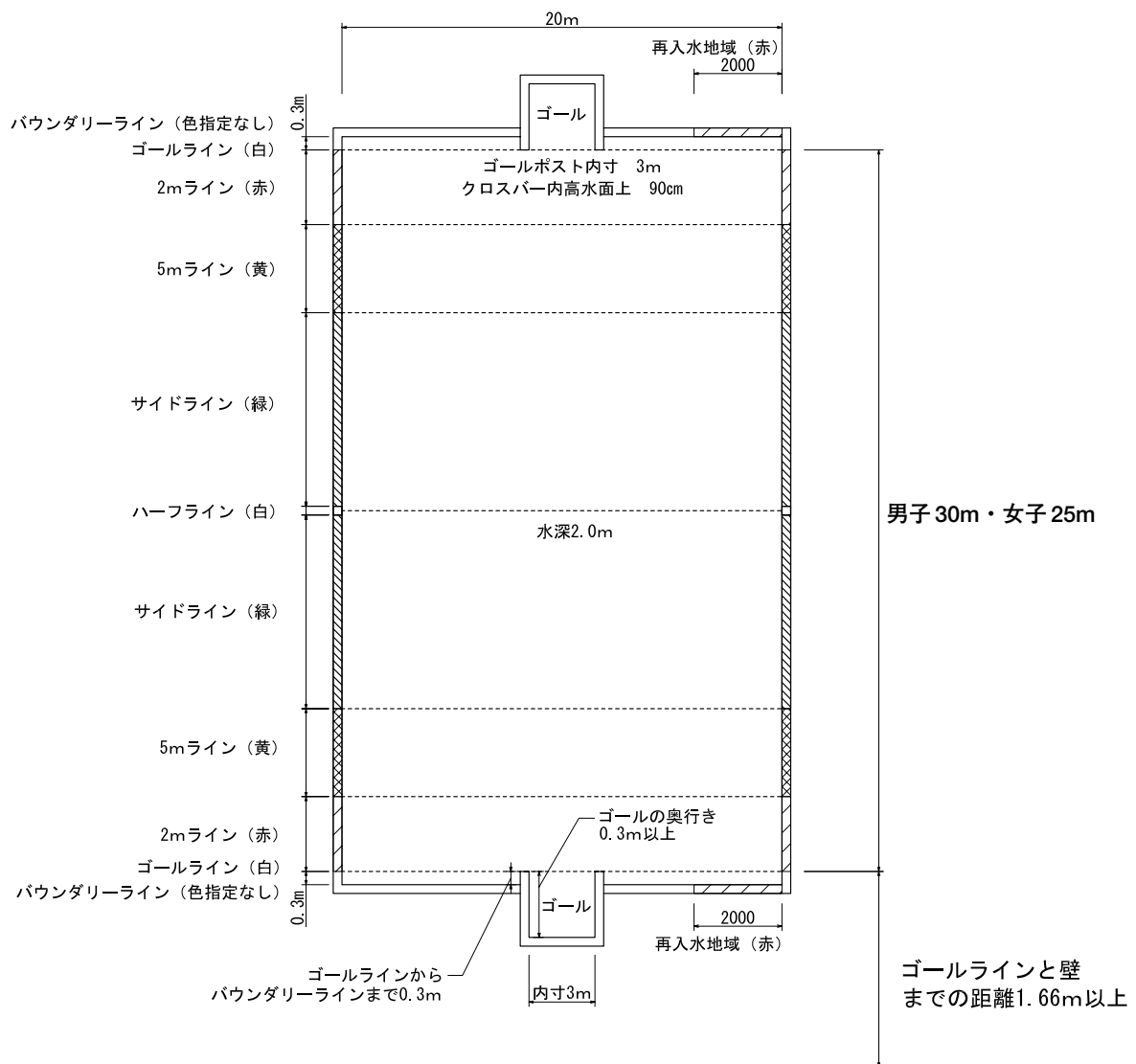
- ① ゴール・ポスト (ゴールの両端にあって水面に対し垂直の柱。以下同じ) 及びクロスバー (2本のゴールポストの上部両端をつなぐ水面に平行な横棒。以下同じ) は木、金属又はプラスチック製であって、その断面はゴールラインに接する面が一辺7.5cmの長方形のもので白色に塗装されたものでなければならない。
- ② ゴール・ポストは強固で安定した材質のもので、その前面はゴール・ラインに接し、かつフィールドの左右両端からそれぞれ等距離になければならない。
- ③ ゴールにはキーパーのための休息場所を作ってはならない。

- ④ ゴール・ポストの間隔は、内側で3.00mとする。
- ⑤ クロスバーの下面は水面上0.9mとする。
- ⑥ ゴールにはゴール・ラインの後方少なくとも0.3mまでゴール全体をおおう柔軟性のある網を設け、その網はゴール・ポストとクロスバーに固定されていなければならない。

第 104 条 (水球プールの一般配置)

水球プールの一般配置は次の通り。

〔別図 5〕 水球プールの一般配置



第 105 条 (水深)

フィールド内の水深は2.00m以上とする。

第 106 条 (水温調節)

水温は、25℃以上27℃以下とする。

第 2 節 一般水球プール

第 107 条 (照 明)

フィールド内の照度は600ルクス以上とする。

第 3 節 国際水球プール

第 108 条 (照 明)

フィールド内の照度は1,500ルクス以上とする。

第 109 条 (プールの水)

プールの水は淡水を使用しなければならない。

第5章 公認シンクロナイズド・スイミング競泳プール

第1節 通 則

第110条（公認シンクロナイズド・スイミング競技プールの種類）

公認シンクロナイズド・スイミング競技プール（以下公認シンクロ・プールという）とは国内基準による国内基準公認シンクロ・プール（以下一般シンクロ・プールという）及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認シンクロ・プール（以下国際シンクロ・プールという）をいう。

第111条（フィギュア・ゾーン及びルーティン・ゾーン）

シンクロナイズド・スイミング競技のうちフィギュア部門の競技に使用される区域をフィギュア・ゾーン、ルーティン競技に使用される区域をルーティン・ゾーンという。

第112条（プールの水）

プールの水は水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。

第113条（水温調節）

水温は26℃以上28℃以下とする。

第2節 一般シンクロ・プール

第114条（フィギュア・ゾーン）

- ① フィギュア・ゾーンとして10.0m×3.0mの長方形の区域を2ヶ所設けなければならない。
- ② 2つのゾーンのうち一方は水深3.0m以上他方は水深2.5m以上でなければならない。
- ③ それぞれのゾーンは長辺（10.0m）の一方が同一のプール壁から1.5m以内で、かつプール壁に平行になるよう設けなければならない。（別図6）

- ④ フィギュア・ゾーンはルーティン・ゾーン内に設けることができる。

第 115 条 (ルーティン・ゾーン)

- ① ルーティン・ゾーンは水深2.0m以上で最低12.0m×25mの長方形の区域とし、そのゾーン内に水深3.0m以上で一辺12.0mの正方形の区域を設けなければならない。
- ② 前項の一辺12.0mの正方形の区域は、スタート側壁面に面した区域とすることが望ましい。(別図7)
- ③ ソロ競技及びデュエット競技用に最大16.0m×25.0mの区域を2つのレーンで区切るものとする。

第 116 条 (プール底の傾斜)

プールの最浅部の水深が2.0m以上であるときはプール壁面に沿った水深は2.0mであって差し支えない。

ただし、指定された水深の箇所からプール壁面までの距離は1.2m以下でなければならない。(別図8)

第 117 条 (ラインの位置)

床面にコースラインが設定されていない場合、床面にはプールの長手方向にプールと同じ長さの明瞭なラインを設置しなければならない。

第 3 節 国際シンクロ・プール

第 118 条 (フィギュア・ゾーン)

フィギュア・ゾーンは前節第114条の通りとする。(別図6)

第 119 条 (ルーティン・ゾーン)

- ① ルーティン・ゾーンは水深2.5m以上で、最低20m×30mの長方形の区域を設けなければならない。(別図9)
- ② ルーティン・ゾーンを50m競泳プール内に設ける場合、スタート側壁に接して設けることが望ましい。一辺12.0mの正方

形の区域もスタート側端壁に接して設けることが望ましい。

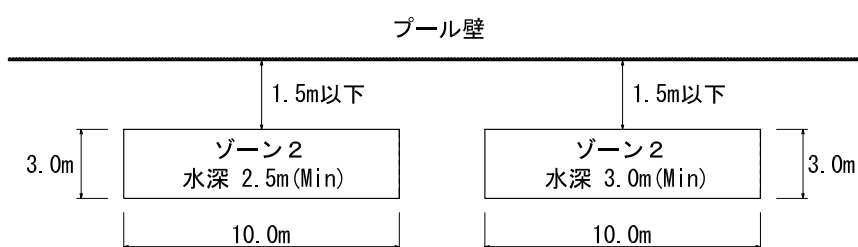
第 120 条 (プール底の傾斜)

水深3.0mの箇所から水深2.5mの箇所へ移行する斜面の底辺は8.0m以上でなければならない。(別図10)

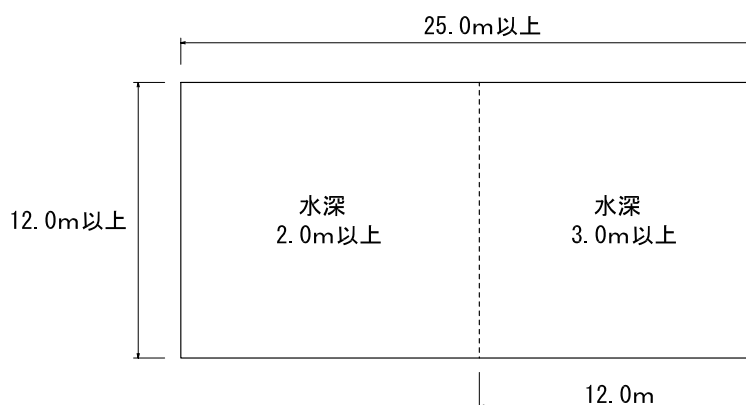
第 121 条 (照 明)

各ゾーン内の照度は1,500ルクス以上とする。

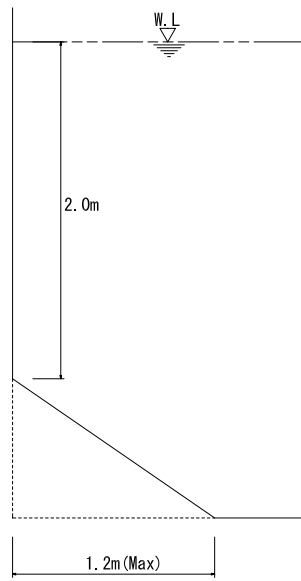
〔別図 6〕



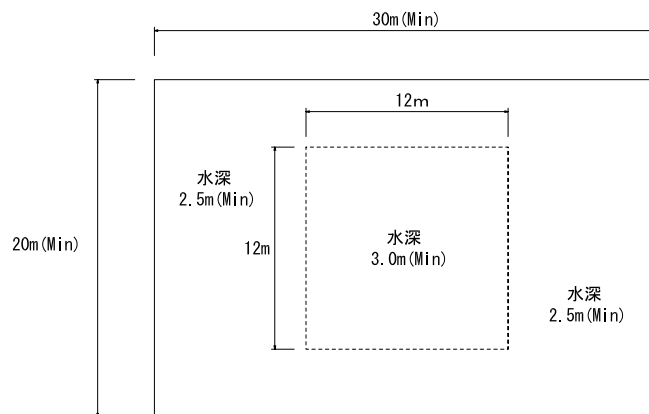
〔別図 7〕



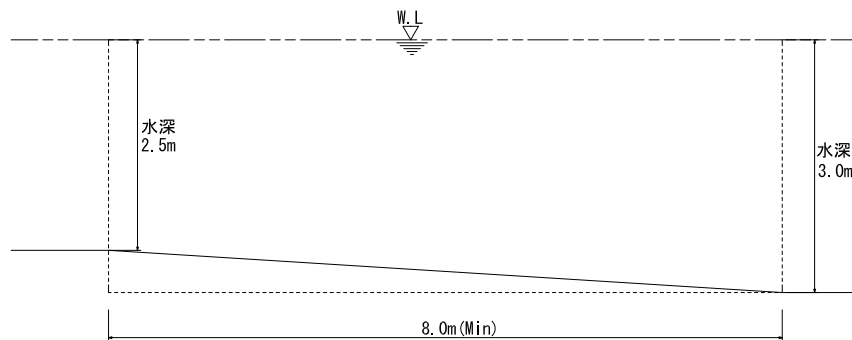
〔別図 8〕



〔別図 9〕



〔別図10〕



第4節 競技に必要な装置

第122条（自動記録・掲示装置）

次の装置を最低備えるものとする。

1. 審判員と同数の得点記録装置（フィギュア競技：6～28、ルーティン競技：6～14）
2. モニター付コントロール装置（審判長または任命された競技役員の確認を得た後はじめて結果が転送されるもので、パネルと同数、フィギュア競技1～3、ルーティン競技：1）
3. コンピュータによる協議結果記録装置とそのバック・アップ・システム
4. 記録された情報、スタート・リスト、協議結果リストを全てプリントアウトする装置
5. 各行32桁で最低10行の表示が可能なスコア・ボード及びスコア・ボードに記録された情報及びランニング・タイムを全て表示することのできるスコア・ボード操作装置
6. 電子装置システムの故障に備えて各審判が手動で操作するフラッシュ板

第123条（音響装置と音響効果システムの基準）

次の装置を最低備えるものとする。

1. ミキサー・アンプ・システム
2. 音響再生装置
3. アナウンス、式典のための高音質マイクロホンを備えた放送席
4. 競技場と観客席に均質で雑音のない音を伝えるために必要な大きさ、数の高音質のスピーカーとその適切な配置
5. 競技者にとって支障のない程度のノイズは別として均質で雑音のない音を伝える水中スピーカー
6. 水中スピーカーの外装が金属製であるときは、絶縁装置及び電気抵抗調整装置

7. 水中及び水上の音楽の音量レベルをモニターすることのできるデシベルメモリの音量計
8. 必要に応じて各装置間をつなぐためあるいは音響効果を最適にするうえで必要なスピーカーを配置するための接続コード
9. スピーカーその他の装置を保護するためのヒューズシステム
10. すべての装置のアースを確保するためのアース・コード
11. 電気コード、あるいはスピーカー・コードなどを人が踏んだりつまづいたりすることで、人体や装置に与える恐れのある危険を防ぐ資材
12. ストップ・ウォッチ
13. 装置の据付や緊急修理に必要な用具及び計器
14. 役員と音響係席を結ぶ連絡システム
15. 継続的に水中音をモニターし、録音するシステム

第 6 章 補 則

第 124 条（転載の禁止）

本連盟の許可なく本規則の全部又は一部を転載してはならない。

第 125 条（規則に定めのない事項）

- ① 本規則に定めのない事項については付則ならびに細則による。
- ② 本規則、付則ならびに細則のいずれにも定めのない事項は本連盟がこれを決定するものとする。

第 126 条（施 行）

- ① 本規則は2010年4月1日より施行する。
- ② 本規則の施行にともない、プール公認規則（2005年）（以下、「2005年規則」とする）ならびにその付則及び細則はこれを廃止する。ただし、本条第5項による適用延長を妨げない。
- ③ 旧規則のもとで公認又は認定されたプール
2010年3月以前に公認又は認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認又は認定時に適用した規則に合致する限り、この規則に基づく公認又は認定を受けたものとみなし、再公認又は再認定を与えるものとし、（申請様式は旧規定による様式、10-3又は10-5）旧規則に基づく公認又は認定プールは「2005年規則に基づく一般50mプール（一般50.02m）等と称することとする。
- ④ 規則第9条に規定する、改造・修理によって再び公認を受ける場合。
できる限り本規則を充足することが要求されるが、充足できない部分が残る場合、その部分が当初公認を受けた規則に合致する限り、旧規則による再公認とみなす。ただし、再公認料については公認料同等とする。
- ⑤ 2010年3月末日以前に計画され、2010年4月以降に竣工するプールについては、2005年規則又は本規則のいずれか申請者の選択するものに従って公認されるものとする。

(財) 日本水泳連盟プール公認規則(2010)

付 則

第 1 条 本連盟の主要競技会又は本連盟が主催する国際大会を対象とするプールの施設設置要領は次の通りとする。

1. 国民体育大会及び日本高等学校選手権水泳競技大会を開催するプールにあっては、自動審判装置等公認規則に定める A 級又は A A 級の自動審判計時装置を常設しなければならない。

2. 飛込競技施設の最低基準は次の通りとする。

(1) 飛 板 1 m 及び 3 m 各 2 基

(2) 飛 込 台 5 m、7.5m、10m 各 1 基

(3) 電光掲示装置 各審判員の採点を即時に表示できるもの。

3. 練習施設

(1) 競 泳 事情の許すかぎり 50m プールを併設することとし、50m プールが設置できないときは 25m プールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。

(2) 飛込用施設

① 飛 板：1 m…競技用と別に 2 基

② 飛込練習台：飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、水面からの高さ 0.2～0.3m、長さ 5.0m 以上、幅 1.0m 以上のもの…最低 1 基（1 m 台及び 3 m 台も設置することが望ましい）

4. その他の設備及び留意事項

(1) 3,000 人以上の収容能力のあるスタンド（仮設を含む）の装置

(2) 300 台以上の収容能力のある駐車場の設置

(3) 報道関係者席及び控室の設置

- (4) テレビカメラ（移動及び固定）の据え付けを可能にする
配備
- (5) 循環濾過装置の設置
- (6) プールサイドの十分な余裕
- (7) ビデオ判定装置が可能な配備
- (8) 電光掲示装置（自動審判装置等公認規則に定めるもの）
- (9) 水球用35秒計
- (10) 自動審判計時装置格納室
- (11) 選手控室及びロッカー
- (12) 選手用シャワールーム及びトレーニングルーム（マッ
サージ台設置）
- (13) 役員控室及びロッカー
- (14) 会議室（100人程度収容可能なもの）
- (15) 管理室又は管理棟の完備

5. 本条の各規定は本連盟の判断で緩和することができる。

第 2 条 規則第11条 4 項の公認測量者に関する事項を次の通り定める。

- 1. 資 格 国の定める測量士の資格を有する者で加盟団体が推薦した者。
- 2. 委 嘱
 - (1) 公認測量者を推薦しようとする加盟団体は、本人が資格を有することを示す書類、履歴書及び写真各 1 通に推薦状を添えて本連盟に送付する。
 - (2) 前項の推薦があったときは本連盟の施設用具委員会において資格を審査し、常務理事会の承認を得て公認測量者に委嘱する。
 - (3) 公認測量者の任期は 5 年間とする。ただし、特別の欠格事由がない限り重任を妨げない。

プール公認規則細則(2010)

第1条 (公認測量者旅費規程)

- ① 旅費とは公認測量者が実施測量を行なうのに要した費用で、定額表に定める日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、自動車賃及びそのたの交通機関の運賃をいう。
- ② 距離の算定は公認測量者の居住地を起点として、鉄道利用の場合は鉄道営業キロ数により、自動車利用の場合は通常利用する自動車道路（有料道路を含む）による自動車走行キロ数による。（別表2及び、様式10-10.11）

第2条 (公認測量者助手の日当及び旅費)

公認測量者が特に必要と認めて同行した助手に対する旅費は定額表を準用する。ただし、助手の日当は作業時間5時間まで5,000円、以後1時間増すごとに1,200円を加算した金額とする。（様式10-8.9）

第3条 (実費補償)

規則14条3号に定める費用は次の通りとする。

1. 文書作成費（測量結果積算費を含む）1件10,000円
2. 郵送料、タイプ印書費、コピー料金、写真代、電話料その他実際に要した費用で請求書に明細を記して請求されたもの。（様式10-12.13）

第4条 (測量機器)

鋼巻尺、光波距離計（測距儀）については、日本測量協会等の第三者機関による検査を受け修正値が明らかにされたものを使用しなければならない。なお、光波距離計を使用する場合は、本連盟に登録された鋼巻尺との整合性を確認することが望ましい。

第5条 (鋼巻尺の備え付け)

公認測量者のいる加盟団体には、第三者機関の校正証明書を

取得した鋼巻尺を備え、これを本連盟に登録しなければならない。

第6条（測量の方法）

測量の方法については本規程に定める以外の事項は別に定めるプール測量実施要領による。

第7条（基準点の保存）

公認測量者の定めた測量基準点はプールの存続期間中これを保存しなければならない。

第8条（脱着式スタート台）

脱着式スタート台については、特に次の点に留意しなければならない。

1. 荷重時の支柱のたわみ等により許容値を超えるプール長の過重又は過短を生じないこと。
2. 取付け台座に適切なマーキングを施し、取付けの都度正確な位置が確保されるようになっていること。

（規則第20条9項）

第9条（鋼巻尺の貸出し）

第4条に定める鋼巻尺は公認測量者の業務に支障のない限り、これを第三者に貸出すことができるものとし、その使用料金は1回につき金5,000円とする。

プール測量実施要領

1. 使用用具

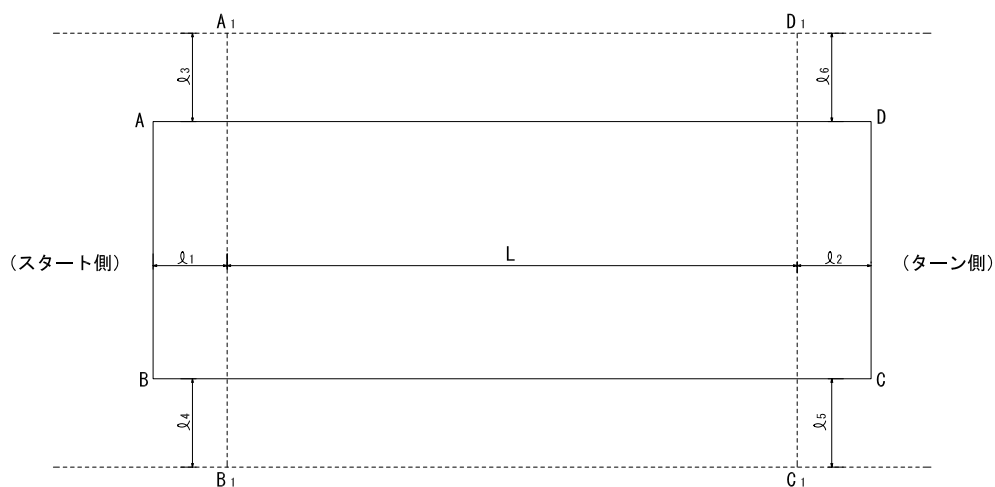
鋼巻尺及びトランシットとし、必要に応じてレベルを用いる。なお、基準長の測定については、光波計を用いることができる。トランシットは20秒読み以上で、できる限り精度の高いものを使用すること。

2. 基準点の決定

図1において、プールA B C Dに対し、基準となる長方形A₁B₁C₁D₁を決定する。

- ① まず、プール建設時の基準墨に平行にA₁B₁を決定する。その時 l_1 （スタート側）をできる限り0.20mに近くなるように設定する。
- ② 次に $\angle A_1$, $\angle B_1$ （内角）の3倍角ができる限り 270° に近くなるようにA₁D₁及びB₁C₁の方向を定める。
- ③ A₁, D₁ = B₁, C₁ = 24,600m（50mプールにあっては49,600m）となるようにC₁, D₁を定める。ただし、何らかの事情でこの数値がとれないときは、これに近い別の数値でもよい。
- ④ A₁B₁ = C₁D₁となっていることを確認した後、A₁, B₁, C₁, D₁の位置保存のためのリベットを打つ。（リベットは以後の確認測量のため保存すること）
- ⑤ $\angle C_1$, $\angle D_1$ の3倍角測量を行う。

（図1）



3. 基準長の求め方

$A_1, D_1 (= B_1 C_1)$ に鋼巻尺の温度補正、張力補正及び器差を加え、基準長 L を求める。

鋼巻尺の張力についてはできるだけ補正を行わず、標準張力によって測定することが望ましい。

(鋼巻尺の補正計算)

① 張力補正

$$C_p = A_1 D_1 \times \beta \times (P - P_0)$$

($A_1 D_1$ は 24,600 又は 49,600)

C_p : 補正值 (m) P : 測定時の張力 (kg)

P_0 : 指定張力 (kg) β : 使用する鋼巻尺固有の張力補正係数

② 器差による補正

C_ℓ : 器差による補正值

③ 温度補正 (標準温度への換算)

$$C_t = A_1 D_1 \times a \times (T - T_0)$$

($A_1 D_1$ は 24,600 又は 49,600)

C_t : 補正值 (m) T : 測定時の気温

T_0 : 使用する鋼巻尺固有の標準温度 (20℃ の場合が多い。)

a : 使用する鋼巻尺の膨張係数

④ 総合補正

$$\text{基準長 } L = A_1 D_1 + C_p + C_\ell + C_t$$

(基準長 L はメートルを単位とし、小数点以下第 4 位を四捨五入し小数点以下第 3 位までもとめること。)

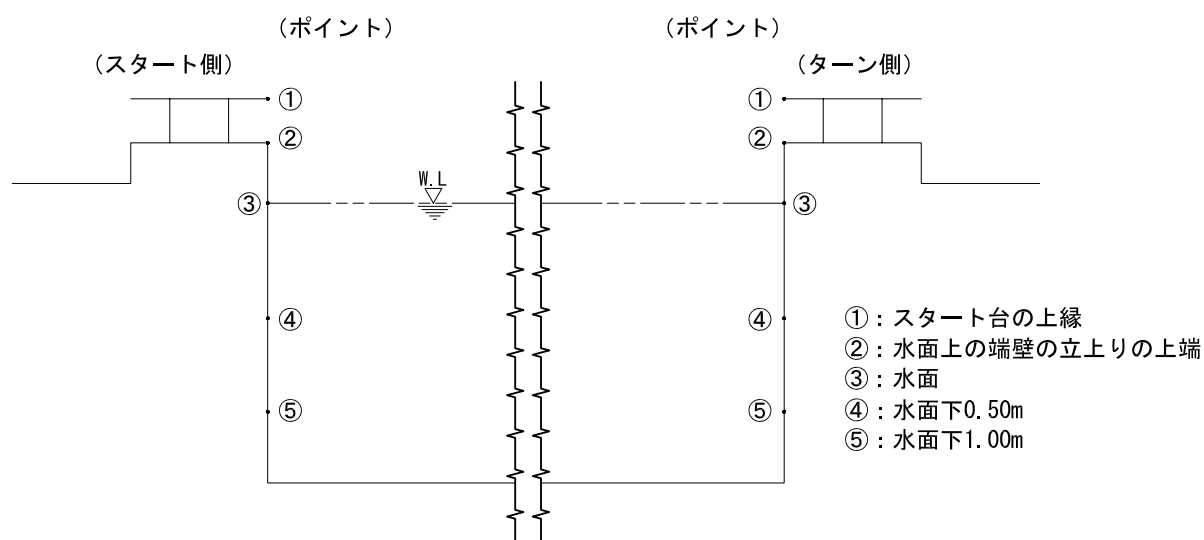
4. 四隅の角度

$\angle A_1, \angle B_1, \angle C_1, \angle D_1$ をプールの四隅の角度とみなす。

5. 各コースの測定点

各コースの中心における図 2 に示すポイントをプール長の測定点とする。

(図 2)



6. l_1, l_2 の求め方

A₁, D₁ にトランシットを置き、それぞれ B₁, C₁ を視準した後、端壁の各コースの中心に垂直に置いたスケールの目盛を読みとることにより、各コースの測定点ごとに l_1, l_2 を実測する。同様な測定を B₁, C₁ にトランシットを置いて行い、各測定点ごとに前回測量した値との平均値を求め、それを各測定点ごとの l_1, l_2 の値とする。 l_1, l_2 についてはメートルを単位として、小数点以下 4 位を四捨五入し、小数点以下 3 位まで求める。温度補正の必要はない。

7. l_1 及び l_2 の総平均値を求める。 ($\overline{l_1}, \overline{l_2}$)

l_1 及び l_2 それぞれのプール全体の平均値を求めそれぞれ $\overline{l_1}, \overline{l_2}$ とする。 $\overline{l_1}, \overline{l_2}$ 算定には、②～⑤の 4 ポイントの測定値を用いる (6 コースあれば、 l_1, l_2 それぞれ $6 \times 4 = 24$ 個の値の平均)。

8. 端壁の凹凸の求め方

- ① 図 2 の②～⑤の測定点ごとに l_1 と $\overline{l_1}$ の差 = $l_1 - \overline{l_1}$, l_2 と $\overline{l_2}$ の差 = $l_2 - \overline{l_2}$ の値を端壁の凹 (+)、凸 (-) として求める。

- ② 測定点以外の箇所明らかに視認できる凹凸があるときは、その凹凸の程度を前項の要領により測定し、その位置（コース中心線からの左右の距離、水線よりの上下距離）を記録して、特記事項として報告すること。

9. プール長の適否の判定

プール長が公認規則に合致するためには次の4点が充足されることを要する。（前項の②において特別な異状がない限り）

- ① 各コースの②～⑤の測定点において、 $L + l_1 + l_2$ の値が規定の範囲にあること。
- ② タッチ板を装着する端壁においては、各コースの①と②の測定点の l_1 及び l_2 の値の差が10mmを超えないこと（ $l_1(②) - l_1(①) \leq 10\text{mm}$ 、 $l_2(②) - l_2(①) \leq 10\text{mm}$ ）。タッチ板を装着しない端壁においては、各コースの②の測定点の l_1 及び l_2 の値より①の測定点における値の方が大きいこと。（ $l_1(②) \leq l_1(①)$ 、 $l_2(②) \leq l_2(①)$ ）。
- ③ スタート側測定点②，③，④における l_1 の最小値（最凸部）とターン側測定点③，④における l_2 の最小値（ターンに使用する端壁に相当する部分の最凸部）に基準長 L を加えた値が規定の範囲内にあること。ターン側にもタッチ板を装着するプールにおいては、ターン側測定点②，③，④における l_2 の最小値（最凸部）とスタート側測定点②，③，④における l_1 の最小値（最凸部）に基準長 L を加えた値が規定の範囲にあること。
- ④ ②～④の測定点において、 $l_1 - \overline{l_1}$ 及び $l_2 - \overline{l_2}$ の値が $\pm 2.5\text{mm}$ を超えないこと。

10. プール幅の測定（チェック・シートに記入）

図1において $AB = A_1B_1 - (l_3 + l_4)$ ， $CD = C_1D_1 - (l_5 + l_6)$ とみなして、プール幅を求める。ただし、 $l_3 = l_6$ ， $l_4 = l_5$ となっていること。補正計算の必要はない。

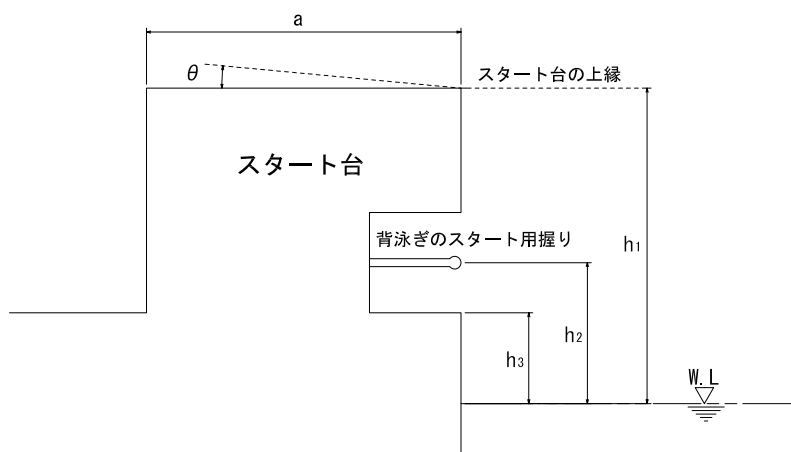
11. 水深（チェック・シートに記入）

最浅部及び最深部の水深を測定する。温度補正の必要はなく、
又特にレベルを使用する必要はない。

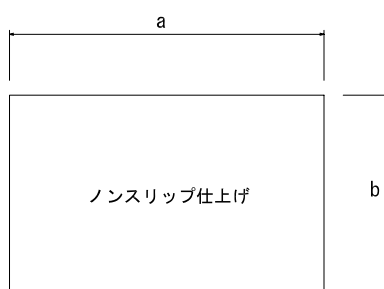
12. スタート台の測定（チェック・シートに記入）

- ① 図3に示された長さ又は角度を測定する。
- ② 上面滑り止め仕上げの有無を確認する。
- ③ 背泳ぎ用スタート握りのうち垂直式のものについては上端及び
下端の水面上の高さを測定する。

(図3)



(上面寸法)



プール施設設置要領

1996年11月制定

日本水泳連盟が公式競技会又は公認競技会に使用する競技場として本連盟が適格と認めるプールの基準と手続きを定める規定として、「日本水泳連盟プール公認規則」があり、本連盟の主要競技会又は本連盟が主催する国際大会を対象とするプールの施設設置要領として、「日本水泳連盟プール公認規則付則」がある。このプール施設設置要領は、本連盟の主要競技会又は本連盟が主催する国際大会を対象とするプールの施設設置要領の詳細を定めるものである。

1. 施設の種別

施設の設置水準により、施設をA級施設とB級施設とに区分する。

A級施設は、本連盟が主催する国際大会の施設としての備えるべき基準を示す。

B級施設は、本連盟の主要競技会の施設としての備えるべき基準を示す。

2. 公認プールの種類

A級施設…国際プール

B級施設…国際プール又は一般公認プール

3. 室内外の種別

A級施設…室内

B級施設…原則として室内

4. 練習施設（競泳）

A級施設…室内50mプールを併設

B級施設…室内50mプール又は25mプールを併設

5. 自動審判装置

A級施設…A A級自動審判装置を常備

B級施設…A A級又はA級自動審判装置を常備

6. タッチ板

A級施設…両側タッチ板設置

B級施設…原則として両側タッチ板設置

7. 室内プールの場合

(1) 天井の設置

原則として、天井を設置し、梁をむき出しとしない。天井を設置しない場合、梁の架け渡す方向を、コースラインの方向と平行又は直角とする。

(2) 採光・照明設備

プールから見た際、及びプールを見た際、有害な反射・眩輝等を生じないように十分留意するものとする。このため、原則として自然採光によらず、人工照明とする。また、照明設備は、原則として、間接照明とする。直接照明とする場合、照明設備の設置位置をプール端部からの仰角を30度以内にする等、照明設備が競技者の視野に入らないよう十分注意する。さらに、照明設備については、観客席からの視野も十分考慮に入れ、設置に注意する。

(3) 照 度

プール全面の照度を1,500ルクス以上とする。

(4) 室温調節

室温は競技中を通じて常に $28^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ で水温以上に保たれるような空気調和設備を設置する。

(5) 残響時間

残響時間は原則として1.0秒以内とする。

8. 屋外プールの場合

プールの方向は、南北軸方向とすることが望ましい。

9. その他

本基準は、本連盟の判断で緩和することができる。

「飛込競技会用施設・設備」

(財) 日本水泳連盟飛込委員会

本連盟主催の主要競技会を開催するにあたり、必要となる施設・付帯設備の基本事項は以下の通りである。これはプール公認規則（以下規則という）を補足するものであり、当該プールを新設ならびに改修の際にはこれに準ずるものとする。

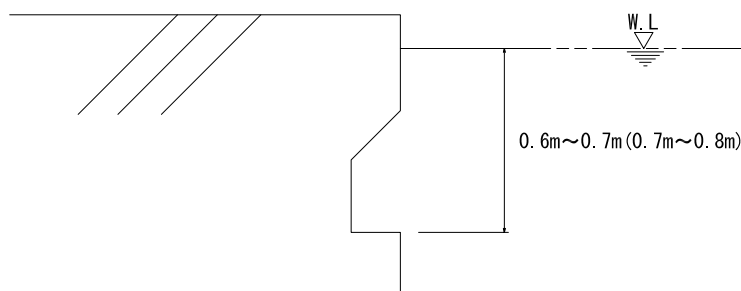
1) プールサイド

- ① 競泳プール側との間隔は規則第31条に従うこと。選手紹介式、表彰式等の使用に適する様、十分に余裕を持った間隔とすること。
- ② プールサイドの奥行きは5 m以上とすること。審判台、競技役員席等の配置のため十分に余裕を持った奥行きとすること。

2) プール

- ① プール側壁面には水面下0.6m～0.7m（オーバーフロータイプでは0.7mから0.8m）に堀込式の足場を設けること。（図1）
ただし、高さ1.0m以下の練習用飛込台直下には設けないこと。

(図1)



- ② 退水用のはしごは側壁面に堀込式とすること。階段を設ける場合にも堀込式とし、プール内部には突出しないこと。
- ③ 施設の保守管理用はしごを設ける場合、飛込台側の側壁面で、飛込台（飛板）の軸間に配置すること。
- ④ 水面攪拌装置が発泡装置の場合、噴出部は10m飛込台先端の約2 m前方で、飛込台（飛板）の軸間に配置すること。また噴出量は調整可能であること。

3) 飛込台

- ① 練習用として高さ0.1m～0.3mの飛込台を設けること。この他にも高さ1mまたは3mの練習台を設けることが望ましい。先端形状ならびに滑り止めは規則第86、87条に従うこと。
- ② 昇降用の階段には滑り止めを施すこと。階段の天井は頭部が接触しない高さにすること。高さ1.0m以下を除き、階段の代わりにはしごを設置することは認めない。
- ③ 旧規則で公認を受けた施設がシンクロナイズド競技に対応するため飛込台を拡幅改修する場合に限り、以下の条件を満たせば規則84条2項の適用を除外する。
 - i 拡幅した左右端の鉛直線上に隣接台が掛からないこと。
 - ii 飛込台の先端が隣接台より0.5m以上前方にあること。

4) 飛板

- ① 飛板は本連盟飛込委員会の事前承認を受けること。
- ② 可動式支点は飛板と同一メーカーの製品を設置すること。

5) 照明及び採光

- ① 照明及び採光は、競技者ならび審判員の目に直接入らない様にする事。
- ② 10m飛込台真上の照明は、輝度もしくは光量が調整可能であること。
- ③ 採光窓は、カーテン等により光量が調整可能であること。

6) 音響設備

- ① 音響設備は競泳プール側と飛込プール側とに分離が可能であること。
- ② 他の競技と併行して飛込競技が実施される場合、補助用として移動型音響装置を使用する。そのケーブル保護資材を配備すること。

7) 自動記録・掲示装置

- ① 本連盟公認の自動記録・掲示装置を使用する。
- ② 他の競技と併行して飛込競技が実施される場合、移動掲示装置を使用する。表示はドットマトリックス方式が望ましい。屋外で使用する場合にはLEDよりも磁気反転素子が好ましい。
- ③ 採点入力端末は7台を、シンクロ競技を実施する場合には9台を

使用する。審判長と通告用として、自動記録・掲示装置と同一画面を表示するモニター2台を使用する。

- ④ 速報用に「PDF」作成ソフトを使用する。
- ⑤ 各装置のケーブル保護資材を配備すること。

8) 備品

- ① 審判台7台。座面高は規則第71条に従うこと。プールサイドの奥行きが狭い場合には座面高は低い方が望ましい。
- ② 自動記録・掲示装置の故障に備えて次を配備すること。
 - i. 採点用フラッシュカード7組、シンクロナイズド競技を実施する場合には9組。
 - ii. 演技種目表示板1台、シンクロナイズド競技を実施する場合には2台。
- ③ 各帳票印刷用のコピー機1台。
- ④ 競技役員連絡用無線機4台以上。インカムが望ましい。
- ⑤ 自動記録・掲示装置とは別にパソコン1式。
- ⑥ 通信用ファクシミリ1台。

9) 諸室

- ① 記録室はプールサイドに面し、空調を完備することが望ましい。室内部において自動記録・掲示装置との接続(LAN)ができること。
- ② 選手控室はストレッチマット等を配備することが望ましい。室内プールの場合には部屋を設けず、プールサイドに選手控コーナーを設置してもよい。
- ③ 役員控室は小会議の開催が可能な様、机・椅子・ホワイトボードを配備すること。

10) その他の設備

規則第72条の温浴槽は気泡浴槽とすることが望ましい。

プール公認規則における「プール管理者」 設置の意義について

近年、社会体育・スポーツ施設としての水泳プール施設の普及・充実の状況は目ざましいもおがある。

他方、こうした施設の運営姿勢が施設本来の用途や使命に照らして果たして社会の要請に答えているかとの問いかけが、施設の保守・運営に当る当事者各位に常に求められるところである。

(財)日本水泳連盟においては、競技・スポーツとしての水泳の普及・発展に寄与するべく、水泳についての幅広い学識・経験を有する人材の育成に努め、(財)日本体育協会の6種に及ぶ各指導者の育成とそれぞれに相応した資格制度の充実に力を注いでいる。この他に、(財)日本体育施設協会、(社)日本プールアメニティ施設協会の資格もプール管理者資格に定めている。

公認規則における「プール管理者」設置の義務づけについて、いまだに各方面から疑問ないしは忌避の声もあるが、いやしくも社会体育・スポーツ施設としてプールの保守・運営にあたる当事者側において、その要員のすべてが8種の資格のいずれをも持たないということはプール管理の側面から問題があると言わざるを得ず又前述のプール施設本来の目的や使命からあってはならないことと考え、こうした有資格要員不在の施設におかれては有資格者の招致を含めその緊急な養成と対応をお願いする次第である。

(以上)

(平成4(1992)年4月1日作成)
(平成22(2010)年4月1日改正)

プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン

平成17年7月6日

(財) 日本水泳連盟

水泳プールの飛び込み事故の問題については、その重大性にかんがみ、(財)日本水泳連盟は我国の水泳の統括組織としての立場と責任から、何らかの見解を明らかにすべきであるとの判断のもとに、平成16年秋に水泳指導、建築、スポーツ医・科学、法律等の専門家を含めた「プール水深に関する特別委員会」を設置し、鋭意検討をすすめ、本ガイドラインを策定するに至った。

つまり、全国の既存プールには水深1.0～1.2m程度の施設がかなり多いという状況の中で、競技会なりトレーニングを実施していかざるを得ないという現実的問題点を認識した上で、このガイドラインにより、重篤な飛び込み事故の防止を図ると共に、より安全でより合理的な水泳の普及・振興に結びつけようというものである。

1. 現行のプール公認規則(2001年4月改正)では、スタート端壁前6.0mまでの水深が1.35m未満のプールではスタート台の設置を禁じている。しかし、これとても絶対的な安全な水深という訳ではない。如何なる飛び込み姿勢に対しても安全な水深となると、各方面の研究成果から判断して、現場の常識をはずれた深いプール(水深3m以上)とならざるを得ない。
2. また一方、水深1.0～1.2m程度のものでなければ、競技会以外の目的が多い一般の営業プールでは使い物にならないという現実もある。
3. また競技としては、ある程度の高さから飛び込みスタートするということなくしては、記録上の魅力は望めないという事情もある。
4. 熟練指導者の見解等から総合すれば、スタート台の高さは低ければよいというものでもなく、安全で合理的なスタートのための、適切な高さというものが自ずと存在すると考えられる。(低すぎる場合、入水角度を得るために高く飛び出す傾向が生じ、かえって危険度が増すことがある)
5. そこで、全国のジュニアクラスの熟練コーチ約400名に対し、水深1.0～1.2m前後のプールにおけるスタート台として危険度の少ない高さについて、経験値としての判断アンケート調査を行った。その結果は、別表・別図のとおりである。これは水泳のスタート及び飛び込み事故に関わるスポーツ

医・科学的研究の成果・報告と参照しても、飛び込みスタートの方法を十分習得している泳者の利用を前提とすれば、合理性のある内容とみることが出来る。

したがって、最も推奨件数の多い0.20～0.40m程度の高さを水深に応じて選択し、安全で合理的なスタート台の高さとして採用するのが妥当と判断される。

6. 以上より、「如何なる飛び込み状況の中でも安全を確保」という観点ではなく、水深1.00m～1.35m未満のプールにおける一般的競泳スタートとして、安全に配慮された（必ず自分自身の身体で水深を確認させた上で）飛び込みスタートを行う場合のスタート台の高さのガイドラインを以下の通りとする。

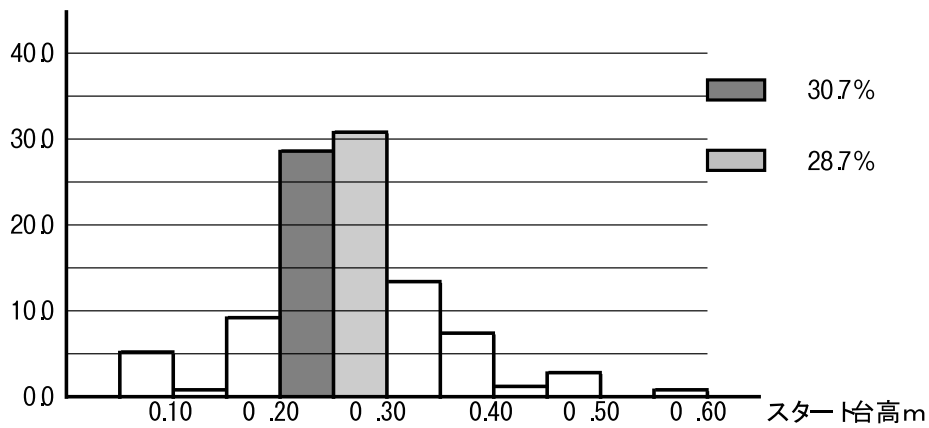
水深	スタート台の高さ（水面上）
1.00～1.10m未満	0.25m ± 0.05m
1.10～1.20m未満	0.30m ± 0.05m
1.20～1.35m未満	0.35m ± 0.05m

7. このガイドラインは、全国の既存の水泳プールの現状と、競技会・トレーニングの実施状況に照らし合わせ、頸椎・頸髄損傷、四肢麻痺等の重篤な飛び込み事故の防止を図るために検討・策定された。しかし、これは「絶対的な安全基準」という性格ではなく、現実的な妥協点とも言うべきものである。したがって、本ガイドライン通りの設定で実施した飛び込みのスタートであっても、陸上、水中での姿勢・動作等の要因が複合すれば、プール底に頭部を強打して、飛び込み事故が起こるのも事実である。
8. 本ガイドラインは、必ずしも十分な水深がないプール施設での事故発生の危険性を、適切・合理的な飛び込みスタート方法（到達水深が深くないで速やかに泳ぎにつなげる飛び込みスタート）によって回避できることを前提としている。したがって、本ガイドラインに即さない施設の利用法や適切・合理的な飛び込みスタートができない泳者の利用により飛び込み事故が生じた場合には、施設の管理者や指導者の法律上の責任が問われる場合があることに留意が必要である。

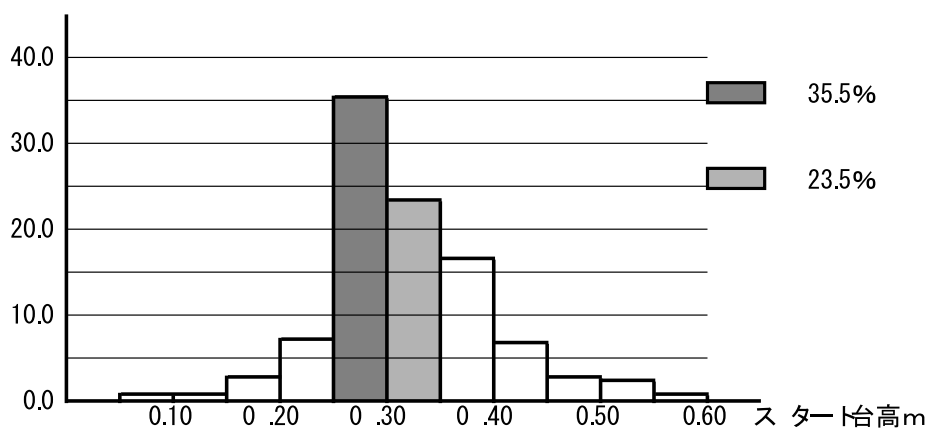
—以上—

<安全面・記録面を考慮したスタート台の適正高さに関するアンケート回答結果グラフ>

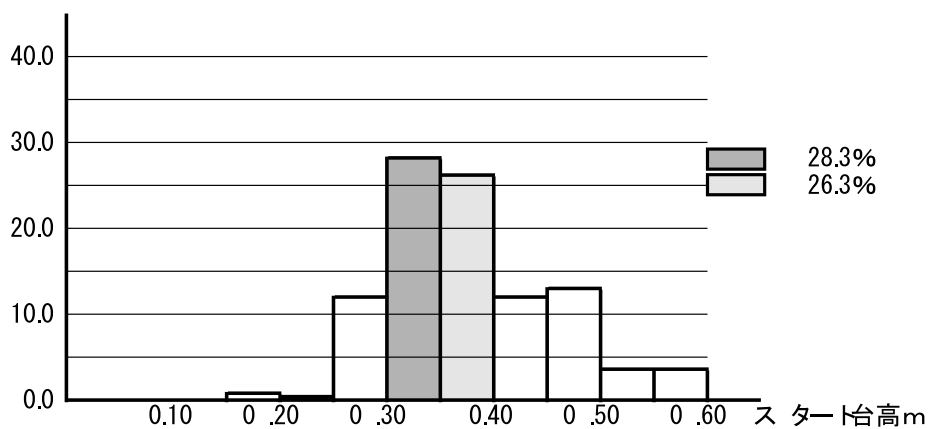
水深 1.00～1.10mの場合



水深 1.10～1.20mの場合



水深 1.20～1.35mの場合



＜プール水深に係わるアンケート回答集計結果一覧＞

スイミングクラブの現状（平素の練習プール）								
水深	数	%	累計数	%	台高	数	%	設置傾向
1.00m以下	55	21.9%	55	21.9%	無し	23	9.2%	20cm以内
1.10m以下	115	45.8%	170	67.7%	15cm以下	3	1.2%	立上り範囲
1.20m以下	59	23.5%	229	91.2%	16～20cm	6	2.4%	32 12.7%
1.30m以下	21	8.4%	250	99.6%	21～25cm	2	0.8%	21cm以上
1.40m以下	1	0.4%	251	100.0%	26～30cm	33	13.1%	スタート台
					31～35cm	44	17.5%	219 87.3%
					36～40cm	43	17.1%	高さ傾向
					41～45cm	21	8.4%	cm 数
					46～50cm	29	11.6%	30前後 36
					51～55cm	16	6.4%	35前後 50
					56～60cm	22	8.8%	40前後 36
					61cm以上	9	3.6%	45前後 20
	251	100.0%	251	100.0%		251	100.0%	50前後 33

安全面・記録面を考慮した適性高に対する回答								
1.0～1.1m(1.05m前後)			1.1～1.2m(1.15m前後)			1.2～1.34m		
台高	数	%	台高	数	%	台高	数	%
10cm以下	13	5.2%	10cm以下	2	0.8%	10cm以下	0	0.0%
15cm以下	2	0.8%	15cm以下	2	0.8%	15cm以下	0	0.0%
20cm以下	23	9.2%	20cm以下	7	2.8%	20cm以下	2	0.8%
25cm以下	72	28.7%	25cm以下	18	7.2%	25cm以下	1	0.4%
30cm以下	77	30.7%	30cm以下	89	35.5%	30cm以下	30	12.0%
35cm以下	34	13.5%	35cm以下	59	23.5%	35cm以下	71	28.3%
40cm以下	18	7.2%	40cm以下	42	16.7%	40cm以下	66	26.3%
45cm以下	3	1.2%	45cm以下	17	6.8%	45cm以下	30	12.0%
50cm以下	7	2.8%	50cm以下	7	2.8%	50cm以下	33	13.1%
55cm以下	0	0.0%	55cm以下	6	2.4%	55cm以下	9	3.6%
60cm以下	2	0.8%	60cm以下	2	0.8%	60cm以下	9	3.6%
	251	100.0%		251	100.0%		251	100.0%

- ※1 スイミングクラブプールの70%は、1.10m以下の水深であり、90%超は1.20m以下であった。
 ※2 スイミングクラブプールのスタート台は、立上りの範囲（20cm）を超えるスタート台が85%設置されていた。

財団法人日本水泳連盟

公認・推薦企業一覧表

	商品種類	会社名	商標等	
公 認	コースロープブイ	東京産商株式会社	波消しブイ	
		ミズノ株式会社	ミズノレーシングレーン	
		ツカサ電工株式会社	スーパーフロート ツカサ防波フロート	
		株式会社エバニュー	コースロープ	
		リス興業株式会社	レーンマーカー	
		株式会社ウィーク	コースロープ	
	水球ボール	株式会社ミカサ	ミカサウォーターポロボール	
		株式会社モルテン	IWR	
	自動審判計時装置	セイコータイムシステム株式会社	SFAA PT-7000	
		シチズンTIC株式会社	TFAA-SM250	
	推 薦	ステンレスプール	株式会社OTTO	OTTOプール ミルタプール
		FRPプール	ヤマハ発動機株式会社	
水泳プール浄化装置		日本浄水機械工業会	正会員17社	
水泳帽		フットマーク株式会社	フットマーク水泳帽	
イヤガード付水球帽		フットマーク株式会社	フットマーク水球帽	
プールペイント		アトミクス株式会社	アトムプールペイント	
スイムランドシステム		株式会社ミキ・スポーツ	スイムランドシステム10	
防滑性ビニル床シート		タキロン株式会社	タキストロン	
スイミングボード		株式会社エバニュー	マスタービート スイムボードSUN	
スケルトンカラーパドル		株式会社ヤマナミ	SENPADO	
プール可動床システム		高橋カーテンウォール工業株式会社	TCWアクアシステム	
殺菌剤生成装置		株式会社エヌ・エス・パイ	エヌ・エス・パイ マイオックス	
スポーツ施設の企画・管理 運営業務システム		株式会社日本水泳振興会		

上記の商品は、財団法人日本水泳連盟により正式に公認又は推薦され、商品およびパンフレット類に水連マークの使用を認められているものです。

上記以外で弊連盟の「公認」又は「推薦」を受けていると称するものがあつたときは弊連盟までご照会願います。

2010年4月1日から

公認測量者名簿

平成22年4月1日現在
財団法人 日本水泳連盟

No.	加盟団体名	事務局電話番号	名前	No.	加盟団体名	事務局電話番号	名前
1	北海道水泳連盟	011-820-1684	藤田 睦博	25	滋賀県水泳連盟	077-521-0339	山西 徹
2	青森県水泳連盟	017-782-6855	工藤 治	26	京都水泳協会	075-692-3237	
3	岩手県水泳連盟	019-624-7550	大坪 範雄	27	(財)大阪水泳協会	06-6115-6653	大山 裕行
4	宮城県水泳連盟	022-356-1298	佐藤 敦	28	兵庫県水泳連盟	078-641-1204	安藤 伸雄
5	秋田県水泳連盟	018-866-8371	保坂 正	29	奈良県水泳連盟	0743-62-8484	高岡 光男
6	山形県水泳連盟	023-633-8823		30	和歌山県水泳連盟	073-462-5920	山本 正明
7	福島県水泳連盟	024-557-7619	真弓 五郎	31	(財)鳥取県水泳連盟	0857-27-7441	松本 和徳
8	茨城県水泳連盟	029-353-3045	大枝 春男	32	(財)鳥根県水泳連盟	0852-26-5767	田中 秀明
9	栃木県水泳連盟	028-622-1766	桜井 照男	33	岡山県水泳連盟	086-474-4621	真木 茂
10	群馬県水泳連盟	0278-62-3096	五十嵐 紳一郎	34	(財)広島県水泳連盟	082-243-3134	山本 忠欣
11	埼玉県水泳連盟	048-251-0999	眞塩 茂美	35	(財)山口県水泳連盟	083-932-2110	安村 成史
12	千葉県水泳連盟	0470-22-2242	清田 千秋	36	香川県水泳協会	087-876-3372	尾寄 秀典
13	東京都水泳協会	03-3226-0455	山口 勇一	37	徳島県水泳連盟	088-664-8033	天羽 和夫
14	神奈川県水泳連盟	0466-33-6732	牛窪 俊之	38	愛媛県水泳連盟	0898-34-0866	白石 敏夫
15	山梨県水泳連盟	0552-53-0451	保坂 秀人	39	高知県水泳連盟	088-832-3392	宮田 隆弘
16	長野県水泳連盟	026-232-0888	高田 忍	40	福岡県水泳連盟	092-623-5367	山口 敏廣
17	新潟県水泳連盟	0258-37-7985	飯浜 正信	41	佐賀県水泳連盟	0942-92-4237	
18	富山県水泳連盟	076-491-1445	磯好 満	42	長崎県水泳連盟	095-865-9320	瀬崎 秀三
19	石川県水泳協会	0761-98-2071	鹿田 正昭	43	熊本県水泳協会	096-389-2917	森山 良三
20	福井県水泳連盟	0778-62-8286	辻子 裕二	44	大分県水泳連盟	0977-24-0537	吉田 定
21	静岡県水泳連盟	054-283-6758	大澤 俊幸	45	宮崎県水泳連盟	0985-52-0019	
22	愛知水泳連盟	052-933-6121	吉田 明和	46	鹿児島県水泳連盟	099-228-6399	内田 伸一
23	三重県水泳連盟	0594-24-5222	谷 道雄	47	沖縄県水泳連盟	098-873-0310	比嘉 義典
24	岐阜県水泳連盟	058-237-5355	古澤 豊吉		(財)日本水泳連盟	03-3481-2306	國富 進

別表1 競泳プール公認料・再公認料 (1992. 4. 改定)

(規則第13条)

(いずれも消費税別)

	学校プール		学校プール以外	
	新規	再公認	新規	再公認
50 m プール	15万円	3万円	40万円	5万円
25 m プール	10万円	3万円	25万円	5万円
50 m ・ 25 m 併用プール	20万円	5万円	50万円	7万円

(学校には高等学校、大学プールを含む)

標準プール公認料・再(認定)公認料

	学校プール		学校プール以外	
	新規	再(認定)公認	新規	再(認定)公認
50 m プール	5万円	2万円	25万円	5万円
25 m プール	4万円	2万円	18万円	5万円
50 m ・ 25 m 併用プール	7万円	3万円	35万円	7万円

飛込プール公認料・再公認料

新規	再公認
20万円	5万円

事前審査料 (規則第6条第2項)

	標準プール	学校プール	左記以外
50 m プール	4千円	1万円	3万円
25 m プール	3千円	7千円	2万円
50m ・ 25m併用	5千円	1万5千円	4万円
飛込プール	—	1万5千円	1万5千円

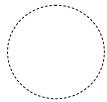
学校には高等学校、大学プールを含む。

小中学校プールで公認のための事前審査は学校プール料金とする。

別表2 公認測量者旅費定額料 (2010. 4.1. 改定)

(規則第14条)

項目	基準	金額
日当	1日につき	12,000円
宿泊料	1泊2食の料金が右の定額を超える場合は領収証金額との差額を1泊につき2,000円を限度として加算する。	1泊につき 10,000円
鉄道賃	(新幹線) 直行50km以上座席指定 (新幹線以外) 直行30km未満 普通車 直行30km以上 特急 又は急行 直行50km以上座席指定	左記により要した料金
自動車賃	バス	現に支払った運賃
	タクシー	現に支払った運賃
	自家用車利用の場合	走行キロ数1kmにつき30円を乗じた額に道路通行料及び有料駐車場料金を加算した金額
船賃	特別室を除く	現に支払った運賃
その他の交通機関		現に支払った運賃



公称 50m競泳プール（事前）公認申請書

（国際、一般、標準）（いずれかを○で囲むこと）
（水球・シンクロ併用）

- 1. プールの名称
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質（FRPの場合はメーカー名も）
- 8. 濾過装置メーカーの社名
- 9. プール管理者氏名

住所

資格コード	登録番号

- 5. 竣工 20 年 月 日
- 6. プール建設業者の社名
(1) プール本体工事者

プール管理者は次のいずれかの資格取得者としてします。その資格コード（01-08）と登録番号を記入すること。

- (01) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導員
- (02) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級指導員
- (03) 財団法人日本水泳協会公認水泳コーチ
- (04) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級コーチ
- (05) 財団法人日本水泳協会公認水泳教師
- (06) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級教師
- (07) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導管理士
- (08) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級指導管理士

- 7. 設計者

- 10. プール主要目 裏面記載の通り

- 11. 現公認番号 期限 年 月 日

（再公認の申請の場合に記入）

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20 年 月 日

財団法人 日本水泳連盟
会長 佐野 和夫 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

書類送付先 住所

氏名

TEL ()

記

添付資料	図面番号	添付資料	図面番号
①. プール平面図（背泳ぎ用標識、不正出発防止） ロープ位置の記入あるもの		7. 写真（キャビネ型）	
②. プール設計構造図		⑧. 濾過装置設計詳細図	
③. 出発台・折返台の詳細図		⑨. 配管図	
④. 出発台構造・取付図（着脱式の場合）		10. 公認用備品一覧表（様式任意）	
⑤. 端壁面の滑り止め表面仕上げ仕様		11. 測量結果一覧表（公認測量者） 承認印あるもの	
⑥. プール付近関係図		加盟団体チェック責任者	㊟

①事前申請書には○印の資料提出のこと。 ②図面番号の記入（裏面とも）及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20 年 月 日

加盟団体

㊟

（公認測量者特記事項）

公称 50mプールチェックシート

公 認 No. _____

(水球・シンクロ併用)

公認年月日 . . .

プールの名称		屋外・室内 (いずれかを○で囲むこと)	プール所有者
プール躯体の材質		所在地	

チェック内容

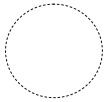
(一般・国際いずれかを○で囲むこと)

(各項目はすべて図面上に明示し、図面番号を記入のこと)

項目	一般プール	国際プール	申請内容	図面番号	公認測量者所見	日本水泳連盟記入欄		
長さ等	長さ 壁面の凹凸等	長さ50.01m (片側タッチ板) 50.02m (両側タッチ板) 許容過長値 (0~+10mm)	長さ50.02m (両側タッチ板) 許容過長値 (0~+10mm)	m		別紙測量結果 一覧表の通り		
	コースの教	7コース以上	10コース	コース		コース		
幅等	コース幅	2.50m	2.50m	m		m		
	コース外余幅	0.20m以上で 休息だなの幅以上	0.00m以上	休息だなの幅		休息だなの幅		
				余幅	m	余幅	m	
	全幅	17.9m以上	25.0m以上	m		m		
水深	1.35m以上 水球用2.00m以上	2.00m以上 (最適3.00m)	最浅	m		m		
			最深	m		m		
端壁面の構造	滑り止め仕様 (端壁上端から 水面下0.80m以上まで)	同左	水面下	m		適・不適		
	水面上の 立ち上り	タッチ板を装着する端壁 0.30m	0.30m	0.	m	適・不適		
		タッチ板を装着しない端 壁		0.	m	適・不適		
コースライン	幅	0.20m~0.30m	同左	0.	m	0.	m	
	色	暗色 (色名記入のこと)	同左	底面 色		適・不適		
	床面	壁端から2mまで	同左	有		適・不適		
	端壁	水面上の立ち上り (原則端壁上端まで最低0.10m)		0.	m	適・不適		
	クロスライン	底面コースライン両端に1m長、 端壁水面下0.3mに0.5m長 15mの位置に0.5m長	同左	有		適・不適		
スタート台	材質	(材質名)	(材質名)			適・不適		
	面積	0.50m×0.50m以上	0.50m×0.60m以上	m×m		m×m		
	高さ (水面上)	0.50m~0.75m	同左	0.	m	0.	m	
	傾斜角	10度以内	同左	度		度		
	表面仕上げ	滑り止め仕様	同左	有		適・不適		
	ターン側	同様のスタート台の有無	スタート台設置	有		適・不適		
	前方飛込スタート グリップ	前面・両サイド	同左	有		適・不適		
	背泳ぎ用 スタート握り	水面上0.60m以下で水面上0.30mに タッチ板で上端がくるようにして使用 可能な高さ	同左	水面上	0.	m	適・不適	
		水平又は垂直	同左	水平・垂直		適・不適		
		端壁面より突出させない	同左			適・不適		
	コース番号	ブロック式4面、連続式前面	同左	有		適・不適		
配列	右端を1コースとする。10コースは0 コース	右端を0コースとする			適・不適			
据付	固定式・着脱式の別	同左	固定・着脱		適・不適			
背泳ぎ用ターン標識	両端壁から5.0m	同左	m		m			
	ロープの高さ1.8m	同左	m		m			
側壁の背泳ぎ用チェック標識	壁から各15m	同左	有		適・不適			
	スタート台から15.0m	同左	m		m			
不正出発防止用ロープ	水面上の高さ1.20m以上	同左	m		m			
	直径50mm~150mm以下	同左	mm		適・不適			
飛込プールとの間隔	屋外10.0m以上、室内5.0m以上	同左	m		m			

公認測量者署名・㊟

審査担当委員署名・㊟



公称 **25m競泳プール（事前）公認申請書**

（国際、一般、標準）（いずれかを○で囲むこと）

1. プールの名称

2. プールの所在地

3. 所有者名

4. プールの躯体部の材質（FRPの場合はメーカー名も）

5. 竣 工 20 年 月 日

6. プール建設業者の社名

（1）プール本体工事者

7. 設 計 者

8. 濾過装置メーカーの社名

9. プール管理者氏名

住所

資格コード	登録番号

プール管理者は次のいずれかの資格取得者としてします。その資格コード（01-08）と登録番号を記入すること。

- (01) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導員 (05) 財団法人日本水泳協会公認水泳教師
- (02) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級指導員 (06) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級教師
- (03) 財団法人日本水泳協会公認水泳コーチ (07) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導管理士
- (04) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級コーチ (08) 財団法人日本水泳協会公認水泳衛生管理者

10. プール主要目 裏面記載の通り

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20 年 月 日

財団法人 日本水泳連盟

会長 佐野 和夫 殿

申 請 者 住 所 〒

氏 名 ㊟

書 類 送 付 先 住 所 〒

氏 名

TEL ()

記

添 付 資 料	図 面 番 号	添 付 資 料	図 面 番 号
①. プール平面図 <small>（背泳ぎ用標識、不正出発防止） ロープ位置の記入あるもの</small>		7. 写 真（キャビネ型）	/
②. プール設計構造図		⑧. 濾過装置設計詳細図	
③. 出発台・折返台の詳細図		⑨. 配 管 図	
④. 出発台構造・取付図（着脱式の場合）		10. 公認用備品一覧表（様式任意）	/
⑤. 端壁面の滑り止め表面仕上げ仕様		11. 測量結果一覧表 <small>（公認測量者） 承認印あるもの</small>	/
⑥. プール付近関係図		加盟団体チェック責任者	㊟

①事前申請書には○印の資料提出のこと。 ②図面番号の記入（裏面とも）及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20 年 月 日

加盟団体

㊟

（公認測量者特記事項）

公称25mプール公認チェックシート

公 認 No. _____

公認年月日 . . .

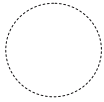
プールの名称	屋外・室内 (いずれかを○で囲む)	プール所有者
プール躯体の材質	所在地	

(一般・国際・標準のいずれか及び50mプールとの併用) **チェック内容** (各項目はすべて図面上に明示し、図面番号を記入のこと)

項目	一般プール	標準プール	国際プール	申請内容	図面番号	公認測量者 所 見	日本水泳連盟 記 入 欄	
長さ等	長さ25.01m (片側タッチ板) 25.02m (両面タッチ板) 許容過長値 0～+10mm		長さ25.02m (両側タッチ板) 許容過長値 0～+10mm	m		別紙測量結果 一覧表の通り		
幅等	コースの数	5コース以上		10コース	コース	コース		
	コース幅	2.00～2.50m	1.80～2.50m	2.50m	m	m		
	コース外余幅	0.20m以上で休息だなの幅以上		0.00m以上で 休息だなの幅以上	休息だなの幅 m	休息だなの幅 m		
	全幅	10.4m以上	9.4m以上	25.0m	余幅 m	余幅 m		
水深	水深1.00m以上 (1.35mを推奨)	小中学校プールの 0.80m以上 (1.00m以上を推奨)	2.00m以上 (最適3.00m)	最浅 m		m		
		小中学校プール以外 1.00m以上		最深 m		m		
		水球用2.00m以上		m		m		
端壁面の構造	滑り止め仕様 (端壁上端から水面下0.80m以上まで)		同左	水面下 m		適・不適		
	水面上の 立ち上り	タッチ板を装着する端壁: 0.30m		0.30m	0. m	適・不適		
		タッチ板を装着しない端壁: 0.20m以上～ 0.30m以下			0. m	適・不適		
コースライン	幅	0.20～0.30m		同左	0. m	0. m		
	色	暗色 (色面記入のこと)		同左	底面 色	適・不適		
	床面	端壁から2mまで		同左	端壁 色	適・不適		
	端壁	水面上の立ち上り (原則として端壁上面まで。0.10m以上)		同左	有	適・不適		
	クロスライン	床面コースライン両端に1m長、 端壁水面下0.3mに0.5m長		同左	0. m	適・不適		
スタート台	材質	(材質名)		(材質名)		適・不適		
	面積	0.50m×0.50m以上		0.50m×0.60m以上	m× m	m× m		
	高さ (水面上)	0.50～0.75m		同左	0. m	0. m		
	傾斜角	10度以内		同左	度	度		
	表面仕上げ	滑り止め仕様		同左	有			
	ターン側	同様のスタート台の有無		スタート台設置	有			
	前方飛込スタート グリップ	両面・両サイド		同左	有			
	背泳ぎ用 スタート握り	水面上0.60m以下で水面上0.30mにタッチ板上端 がくるようにして使用可能な高さ		同左	水面上 0. m		適・不適	
		水平又は垂直		同左	水平・垂直		適・不適	
		端壁面より突出させない		同左			適・不適	
コース番号	ブロック式4面、連続式前面		同左	有		適・不適		
配列	右端を1コースとする。10コースは0コースとする		右端を0コースとする			適・不適		
据付	固定式・着脱式の別		同左	固定・着脱		適・不適		
背泳ぎ用ターン標識	両端壁から5.0m		同左	m		m		
	ロープの高さ1.8m以上2.50m以下		同左	m		m		
端壁の背泳ぎ用チェック 標識	端壁から各15m		同左	有		適・不適		
	不正出発防止用ロープ	スタート台から15.0m		同左	m		m	
水面上の高さ1.20m以上		同左	m		m			
コース・ロープ・パイ	直径50mm～150mm以下		同左	mm		適・不適		
飛込みプールとの間隔	屋外10.0m以上、屋内5.0m以上		同左	m		m		

公 認 測 量 者 署 名 ・ ㊞

審 査 担 当 委 員 署 名 ・ ㊞



公 25m 称 50m 競泳プール再公認申請書

(水球・シンクロ併用)

現公認番号 _____ 公認期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1. プールの名称
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質 (FRPの場合はメーカー名も)

- 9. プール管理者 氏名 _____
- 住所 _____

資格コード	登録番号

プール管理者は次のいずれかの資格取得者とします。その資格コード(01~08)と登録番号を記入すること。

- (01) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導員
- (02) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級指導員
- (03) 財団法人日本水泳協会公認水泳コーチ
- (04) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級コーチ
- (05) 財団法人日本水泳協会公認水泳教師
- (06) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級教師
- (07) 財団法人日本水泳協会施設協会水泳指導管理士
- (08) 財団法人日本プールアムニティ施設協会プール衛生管理者

- 5. 竣 工 2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 6. プール建設業者の社名 _____
- (1) プール本體工事者 _____
- 7. 設 計 者 _____
- 8. 濾過装置メーカーの社名 _____

- 10. プール主要目
- (1) プール長 _____ m
- (2) プール全幅 _____ m
- (3) コース数 _____ コース
- (4) コース幅 _____ m
- (5) 水深 最浅 _____ m
- 最深 _____ m
- (6) 屋内・屋外 (いずれかを○で囲む)

以上公認されたく、再公認を申請します。

2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者 住所〒 _____

氏 名 _____ ㊟

書類送付先 住所〒 _____

氏 名 _____

TEL () _____

財団法人 日本水泳連盟
 会長 佐野 和夫 殿

(公認測量者所見)

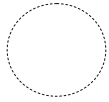
日本水泳連盟記入欄

公認測量者署名印 _____ ㊟

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。 2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

加盟団体 _____ ㊟



事前

事前審査申請のときは
点線部を朱書で囲うこと

一般 飛込プール公認申請書 (新規・再申請) (新規申請の場合は必ず裏面も記入のこと)
(一般・国際のいずれかを○で囲うこと)

現公認番号 _____ 公認期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- | | |
|--|--|
| 1. プールの名称 (屋内/屋外)
2. プールの所在地
3. 所有者名
4. プールの躯体部の材質 (FRPの場合はメーカー名も) _____ 住所
5. 竣工 20____年 ____月 ____日
6. プール建設業者の社名
(1) プール本体工事者 _____ | 7. 設 計 者
8. 濾過装置メーカーの社名
9. プール管理者氏名
10. プール主要目 _____ (飛板のメーカー名) |
|--|--|

10 m 飛込台	基
7.5 m 飛込台	基
5 m 飛込台	基
3 m 飛板	基
1 m 飛板	基
高飛込練習台 (1 m台)	基
練習用 1 m 飛板	基
水面泡立装置	有無
プール・サイドの温浴槽	有無

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20____年 ____月 ____日

申請者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ ㊟

財団法人 日本水泳連盟

書類送付先 住 所 〒 _____

会長 佐野 和夫 殿

氏 名 _____

TEL (____) _____

記

添付資料	図面番号	添付資料	図面番号
1. プール平面図		8. 飛板の取つけ詳細図	
2. プール正面図		9. 写 真 (キャビネ型)	
3. プール側面図		10. 濾過装置設計詳細図	
4. プール設計構造図		11. 配 管 図	
5. 競泳プールとの関係位置図		12. 水面波立装置の詳細図	
6. 温浴槽の配置図		13. 飛板及び飛板支持台の検定証	
7. 飛込台の詳細図		加盟団体チェック責任者 _____	㊟

(再申請の場合は省略可)
 ○図面番号の記入のないもの及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。
 ○13は日本水泳連盟飛込委員会発行のもの。
 ○事前審査申請の際は9及び13を除き提出のこと。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20____年 ____月 ____日

加盟団体

㊟

(公認測量者特記事項)

飛込プール公認チェックシート

公 認 No. _____
公認年月日 _____

プールの名称		屋外・室内 (いずれかを○で囲む)	プールの所有者
プール躯体の材質		所在地	

チェック内容

1. 飛込プール

項目	規定	実値	項目	規定	実値	項目	規定	実値	項目	規定	実値
プール底の最大傾斜角	30°		最浅箇所の水深	1.80m		天井最大傾斜角(室内)	30°		競泳プールとの間隔	屋外10.0m 室内 5.0m	

(一般・国際のいずれかを○で囲うこと)

2. 10m台

符号	項目	一般プール	国際プール	実地
A	プール後方壁との距離	1.50	1.50	
B	プール側方壁との距離	5.25	5.25	
D	プール前方壁との距離	13.50	13.50	
C	隣接する軸線間の距離	2.75	2.75	
E	台から天井までの距離	4.0	5.00	
G	基線前方の上方空間	6.0	6.00	
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75	
H	基線上の水深	4.50	5.00	
J K	基線前方の水深	11.0mにおいて4.25	11.0mにおいて4.75	
L M	基線側方の水深	4.50mにおいて4.25	5.25mにおいて4.75	
	飛込台の幅	3.00		
	飛込台の長さ	6.00		
	飛込台の先端の厚さ	0.30以下 (0.20が基本)		
	飛込台の先端の内側傾斜角	10° 以内		

3. 7.5m台

符号	項目	一般プール	国際プール	実地	
				No.1	No.2
A	プール後方壁との距離	1.50	1.50		
B	プール側方壁との距離	4.25	4.50		
D	プール前方壁との距離	11.00	11.00		
C	隣接する軸線間の距離	2.50	2.50		
E	台から天井までの距離	3.25	3.50		
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00		
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75		
H	基線上の水深	4.10	4.50		
J K	基線前方の水深	8.00mにおいて4.00	8.00mにおいて4.40		
L M	基線側方の水深	3.75mにおいて4.00	4.50mにおいて4.40		
	飛込台の幅	1.50			
	飛込台の長さ	6.00			
	飛込台の先端の厚さ	0.30以下 (0.20が基本)			
	飛込台の先端の内側傾斜角	10° 以内			

4. 5m台

符号	項目	一般プール	国際プール	実地	
				No.1	No.2
A	プール後方壁との距離	1.25	1.25		
B	プール側方壁との距離	3.25	3.75		
D	プール前方壁との距離	10.25	10.25		
C	隣接する軸線間の距離	2.25	2.50		
E	台から天井までの距離	3.25	3.50		
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00		
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75		
H	基線上の水深	3.70	3.80		
J K	基線前方の水深	6.00mにおいて3.60	6.00mにおいて3.70		
L M	基線側方の水深	3.00mにおいて3.60	3.50mにおいて3.70		
	飛込台の幅	1.50			
	飛込台の長さ	6.00			
	飛込台の先端の厚さ	0.30以下 (0.20が基本)			
	飛込台の先端の内側傾斜角	10° 以内			
	3m板のAマイナス5m台のA	プラス又はゼロ			

5. 3m飛板

符号	項目	一般プール	国際プール	実地			
				No.1	No.2	No.3	No.4
A	プール後方壁との距離	1.50	1.80				
B	プール側方壁との距離	3.50	3.50				
D	プール前方壁との距離	10.25	10.25				
C	隣接する軸線間の距離	2.20	2.60				
E	板から天井までの距離	5.00	5.00				
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00				
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	2.50				
H	基線上の水深	3.70	3.80				
J K	基線前方の水深	6.00mにおいて3.60	6.00mにおいて3.70				
L M	基線側方の水深	2.00mにおいて3.60	2.50mにおいて3.70				
	飛板の材質	-					
	飛板の長さ	4.80					
	飛板の幅	0.50					
	支持台上面と飛板下面の距離	0.25 ローラーが支持台先端から0.25mのとき					
		0.05m増すごとに		プラス	0.005		

6. 1m飛板

記号	項目	一般プール	国際プール	実地					
				No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
A	プール後方壁との距離	1.50	1.80						
B	プール側方壁との距離	2.50	2.50						
D	プール前方壁との距離	9.00	9.00						
C	隣接する軸線間の距離	2.00	2.40						
E	板から天井までの距離	5.00	5.00						
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00						
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	2.50						
H	基線上の水深	3.50	3.50						
J K	基線前方5.00mにおける水深	前方5.00mにおいて3.30	前方5.00mにおいて3.40						
L M	基線前方1.50mにおける水深	側方1.50mにおいて3.30	側方2.00mにおいて3.40						
	飛板の材質	-							
	飛板の長さ	4.80							
	飛板の幅	0.50							
	支持台上面と飛板下面の距離	0.25 ローラーが支持台先端から0.35mのとき							
		0.05m増すごとに		プラス	0.005				

7. 記入上の注意

- 特に指定のない規定数値は、最小寸法（単位メートル）を示す。
- 規定値に対する許容幅。
①高さ 0m～+0.05m
②水深 -2パーセント
- 各符号については規則参照のこと。
- Bの寸法は側壁に最も近い飛込台、又は飛板につき記入のこと（配置が片側のときは2基、向いあって両側にあるときは各2基、計4基）。
- C及びLMの寸法は、左右いずれか小さい数値を記入のこと。（10m飛込台を中心とした場合、Cの寸法は10m台よりはじめて左右それぞれ順次に測定のこと）。
- Fの寸法は、最も小さい数値を記入のこと。
- E、G、Fは室内プールの場合のみ記入のこと。
- 1m及び3mの飛込台を設置するときはチェック内容を別紙で添付すること。

公認測量者署名・㊟
審査担当委員署名・㊟
飛込委員長署名・㊟

公認プール測量結果一覧表

様式10-5

1. プールの名称

加盟団体名

2. 測量条件 日時 20 年 月 日 時～ 時

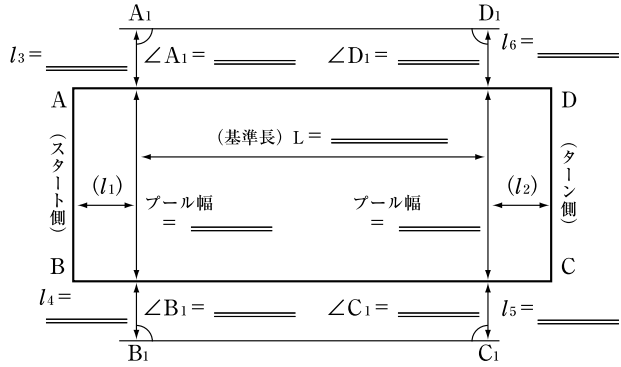
公認測量者署名

天候 気温 (T) ℃
 鋼巻尺の日本水泳連盟登録番号 (Cl=)
 光波計メーカー 型式

3. 基準点、寸法及び四隅の角度 (二重アンダーライン上に数値を記入すること)

① A_1D_1 ($=B_1D_1$) の測定値 = 24,600m
 (50mプールにあっては49,600m) (実施要領2-③参照)

② A_1D_1 (℃) =
 $CP = \frac{A_1D_1}{\beta} (P - P_0) =$
 $Ct = \frac{A_1D_1}{a} (T - T_0) =$
 $L = A_1D_1 + Cp + Cl + Ct =$
 Cp: 張力による補正值 (m) P: 測定時の張力 (kg)
 P₀: 指定張力 Ct: 温度による補正值 (m)
 a: 使用する鋼巻尺の膨張係数 T: 測定時の気温 (℃)
 β: 使用する鋼巻尺の張力補正係数
 T₀: 使用する鋼巻尺固有の標準温度
 Cl: 器差による補正值



③ l_1, l_2 の計算
 (スタート側) $l_1 = \frac{l_1 \text{の総合計}}{5 \times \text{コース数}} =$ (ターン側) $l_2 = \frac{l_2 \text{の総合計}}{5 \text{ (又は 4)} \times \text{コース数}} =$

④ 四隅の角度

測角点	初読	終読	3倍角	平均値
∠A ₁				
∠B ₁				
∠C ₁				
∠D ₁				

⑤ プール長 (各コースごとの l_1 及び l_2 のそれぞれの最大値に○、最小値に△をつけること。赤色マーク)

コース	測定点	スタート側		ターン側		$L + l_1 + l_2$	コース	測定点	スタート側		ターン側		$L + l_1 + l_2$
		l_1	$l_1 - \bar{l}_1$	l_2	$l_2 - \bar{l}_2$				l_1	$l_1 - \bar{l}_1$	l_2	$l_2 - \bar{l}_2$	
0	①						5	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
1	①						6	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
2	①						7	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
3	①						8	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
4	①						9	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				



公 認 証

第 号

プール名

所在地

所有者

施工日 年 月 日

水路距離 公称 m

有効期間 年 月 日まで

上記プールは審査の結果適格と認め

られたので 年規則に基づく

プールとして公認する

年 月 日

財団法人日本水泳連





公 認 証

第 号

プール名

所在地

所有者

施工日 年 月 日

施設の概要 1m 飛板 基 3m 飛板 基

5m 飛板台 基 7.5m 飛込台 基

10m 飛板台 基

有効期間 年 月 日まで

上記プールは審査の結果適格と認められた

ので 年規則に基づく飛込プールとして

公認する

年 月 日

財団法人日本水泳連盟



年 月 日

請 求 書

殿

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館

財団法人 日本水泳連盟

会 長 佐 野 和 夫 ⑩

次の通りご請求申し上げます。

1. 金 円也

適用：プール公認・認定料・事前審査料（いずれかを○で囲む）

プール名

（関連規定は裏面記載の通り）

取引銀行	三菱東京UFJ銀行渋谷支店	No.4444039	
(何れも普通預金)	みずほ銀行渋谷支店	No.516086	
	三井住友銀行渋谷支店	No.0921972	振替貯金 00130-1-5178

年 月 日

領 収 書

殿

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館

財団法人 日本水泳連盟

会 長 佐 野 和 夫 ⑩

次の通り領収致しました。

1. 金 円也

適用：プール公認・認定料・事前審査料（いずれかを○で囲む）

プール名

（関連規定は裏面記載の通り）

年 月 日

請 求 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

印

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通りご請求申し上げます。

1. 金 円也

適用：プール実施測量旅費。明細下記の通り。

旅 費 内 訳											備 考
月	日	経 路		鉄道・道路 キロ数	日 当 日 帰 日 当	宿泊料	鉄道賃	自動車賃	船 賃	その他	
		発	着								
旅 費 合 計				円							

(関連規定・定額表は規則第14条・別表2の通り)
(注意) 助手に要した費用については別業とすること。

年 月 日

領 収 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

印

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通り領収致しました。

1. 金 円也

適用：プール実施測量旅費。明細下記の通り。

旅 費 内 訳											備 考
月	日	経 路		鉄道・道路 キロ数	日 当 日 帰 日 当	宿泊料	鉄道賃	自動車賃	船 賃	その他	
		発	着								
旅 費 合 計				円							

(関連規定・定額表は規則第14条・別表2の通り)
(注意) 助手に要した費用については別業とすること。

年 月 日

請 求 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

⑩

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通りご請求申し上げます。

1. 金 円也

摘要：プール公認・認定申請文書作成費。明細下記の通り。

項 目	金 額	備 考
文書作成費	10,000円	
郵 送 料	円	
電 話 料	円	
タイプ印書費	円	
コピー料金	円	
写 真 代	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(関連規定は、規則第14条並びに細則第3条の通り)

年 月 日

領 収 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

⑩

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通り領収致しました。

1. 金 円也

摘要：プール公認・認定申請文書作成費。明細下記の通り。

項 目	金 額	備 考
文書作成費	10,000円	
郵 送 料	円	
電 話 料	円	
タイプ印書費	円	
コピー料金	円	
写 真 代	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(関連規定は、規則第14条並びに細則第3条の通り)

日本水泳連盟プール公認規則 2010 年版 (©2010 年)

平成 22 年 4 月 1 日発行

発 行 者 財団法人 日本水泳連盟
東京都渋谷区神南 1 の 1 の 1 岸記念体育館

印 刷 所 株式会社 エーピーアイ
東京都江東区清澄 2 - 11 - 7

無断複製転載を禁ず